

# 令和5年第3回（9月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和5年9月7日（木）午前10時00分～午後2時55分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第44号 大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案  
議案第45号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第46号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第47号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第48号 大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第49号 大潟村教育委員会委員の任命について  
報告第6号 令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告  
認定第1号 令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和5年第3回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、菅原史夫さんと、8番、戸部誉さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

**【議会運営委員長：三村敏子】**

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

去る8月31日、午後1時30分より委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、菅原総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は4名で、提出案件は8件であります。提出案件の内訳は、条例関係1件、補正予算3件、人事案件2件、報告1件、決算認定1件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日9月7日から9月15日までの9日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月15日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月7日から9月15日までの9日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年5月分から令和5年7月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、村長より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度の株式会社ルーラル大潟の経営状況を説明する書類が提出されております。

同じく村長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、財政健全化判断比率等の報告が提出されております。資料の写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、後ほどご確認下さい。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る8月2日、秋田県市町村会館において、秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催されました。本定例会では、議案の審議に先立って議長の選挙が行われ、私が議長に選出されました。任期は、令和5年8月2日から村議会議長任期の満了日までとなります。

また、補正予算案並びに令和4年度決算について審議を行い、原案どおり可決、認定されました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る7月14日に、令和6年度国営かんがい排水事業八郎潟地区に係る予算確保及び農業農村整備事業の推進について、同協議会会長及び役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し、要望書を提出して参りました。

次に、女性模擬議会について報告いたします。

去る8月1日、本議場において、大潟村女性模擬議会が開催されました。模擬議会では、暮らしに密着した問題から、女性を取り巻く社会情勢に言及した問題など、多岐にわたる内容で、活発な議論が交わされました。今後の女性の活躍に大いに期待の持てる模擬議会となりました。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る6月28日及び8月3日に、八郎潟町役場において、同協議会連絡協議会が開催され、「7月14日からの豪雨災害に関する緊急要望」について審議し、8月9日に、南秋田郡の町村議会議長及び議会事務局長が出席し、秋田県知事へ要望書を提出、8月23日には、井川町、八郎潟町、大潟村の議会議長及び議会事務局長が出席し、県選出国會議員及び国土交通省水管理・国土保全局専門官へ要望書を提出して参りました。

また、8月30日に開催された連絡協議会では、南秋田郡町村議会議員大会及び、令和6年度県予算・施策への要望等について審議を行い、延期となっていた議員大会を令和5年10月26日に開催することといたしました。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る8月2日、秋田県市町村会館において、町村長と町村議会議長との政策研究会が開催

され、「自治体DX入門講座 人口3千人の町の挑戦」と題して、合同会社ココソーシャルワーク代表社員の菅原直敏氏による講演が行われました。

また、8月22日から23日にかけて、全国町村議員会館において、岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会が開催され、政治評論家の有馬晴海氏による「これからの政局・政治動向」と題しての講演のほか、京都大学教授、藤井聡氏、駒沢大学教授、大山礼子氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から、令和5年7月6日に開催された第1回臨時会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案説明に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。主な内容は、次のとおりです。

1. 令和3年3月9日付で行ったパワーハラスメント行為に対する懲戒処分について

これまで秋田県人事委員会において審査請求に基づき審査が行われていたが、令和5年3月28日付で、人事委員会よりこの処分を承認する旨の裁決が下された。

2. 救急救命士養成について

昨年度、救急救命東京研修所に派遣していた職員2名が国家試験に合格した。これにより、当組合における救急救命士の有資格者は40名となった。今後も、救急業務の高度化を図るため、増員に努める。

とのことでした。

議案審査に入り、報告第1号「令和4年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計繰越計算書について」、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

令和5年度に事故繰越した審査請求事案の弁護士費用に係る経費について報告するものであるとのことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、報告第1号は承認されました。

次に、議案第6号「男鹿地区消防一部事務組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

本条例は、男鹿地区消防一部事務組合、個人情報保護審査会の委員に対する報酬及び費用弁償の支給を定めるものであるとのことでした。委員より、審査会委員の人数、内容等の質疑がありました。

討論はなく、採決に入り、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号「男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

本議案は、一般職の国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するためのものであるとのことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号「財産の取得について」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

本議案は、当初予算で計上している高規格救急自動車1台の更新について、本年6月8日に指名競争入札を執行した結果、秋田トヨタ自動車株式会社が3,410万円で落札したため、本契約を締結するとのことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第8号は可決されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合関係の報告を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和5年9月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、7月14日からの暴風雨とその被害状況について申し上げます。

7月14日から16日にかけて、県内では記録的な大雨となり、近隣市町では洪水による住宅の浸水、道路の崩落、水道の断水など多くの被害が発生しました。被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

大潟村においては、15日には暴風警報が発令され、道路や農地にかかる倒木が5件ほどあったものの、大雨については幸い注意報にとどまり、雨による住宅地内での被害も特に生じておりません。なお、15日と16日は役場職員が出務し、警戒・対応にあたったところです。

なお、大潟村における15日の24時間降水量は93.5mm、14日から16日にかけての72時間降水量は121mmであり、最大瞬間風速は15日に17mを観測しました。

農業関連においては、大雨により圃場では一時的に湛水状態になり、その後、徐々に排水されましたが、南瓜、タマネギ、メロン、大豆など畑作圃場において、湛水とその後の高温により減収等の影響が出ています。現在のところ、個別の被害の大きさに違いはありますが、南瓜、大豆などにおいて概ね3割、メロンでは概ね2割の減収が見込まれ、被害総額は約5,300万円ほどであります。

なお、用排水路等の農業関連施設に被害はありませんでした。

周辺市町の被災者に対する支援ですが、7月19日から31日まで温泉保養センターポルダ一湯の湯におきまして、被災者の入浴料を免除いたしました。期間中は5,288人の利用がありました。

また、災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、特に被害が大きい五城目町と秋田市に対し、7月21日から8月9日までの間、災害対応業務の支援のため、大潟村職員を1日あたり2・3名、のべ42名を派遣したところであります。

さらに、断水の影響が深刻な五城目町に対しては、大潟村消防団員等が7月20日から23日までボランティアで高圧洗浄作業を行っており、また男鹿市に対しては、株式会社ルーラル大潟が2リットルのミネラルウォーター52本を支援提供しております。

この度の豪雨災害に対し、支援の協力をいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、北林教育長の長期休暇について申し上げます。

去る7月13日の午後、教育委員会で打合せをしていたところ、終了後に体調が悪化し、公民館から救急搬送されております。搬送先の病院でその日のうちに手術を行い、現在リハビリ中との報告をご家族から受けております。そのため、7月18日付けで、教育長の任期最終日である7月31日までの間の職務代理者を設定したところであります。

なお、教育長任期の更新に伴い8月1日に辞令交付をする必要があることから、辞令についてはご家族の方に代理受領していただき、再度、職務代理者を設定したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

村では本年度、高齢者及び基礎疾患のある方に対し、6月22日から7月21日までの期間中、春夏接種として集団接種を行い、接種率は72.7%となっております。このほか、接種対象となる生後6ヶ月から11歳になる乳幼児並びに児童も計19名が接種を終えております。また8月4日には、春夏接種の期間中に接種ができなかった方々に対し、個別接種を実施しました。なお11月からは、全年齢を対象に秋冬接種として集団接種を予定しております。コロナワクチンの接種費用につきましては、来年3月31日までは引き続き公費負担とする国の方針が示されており、自己負担はありません。

また、村内における新型コロナウイルスの感染状況ですが、お盆休み等の活発な人の流れもあり、県医師会によると第9波に突入しているとの見解がなされ、村内も増加傾向にあると考えております。万が一感染された場合でも、診療所においてコロナ治療薬を処方できるようになっております。

村民の皆様におかれましては、今一度、必要に応じてマスクを着用するなど基本的な感染対策を心がけられますよう、よろしく願いいたします。

次に、9月4日にサンルーラル大潟において開催されました、合同金婚式・敬老会について申し上げます。

合同金婚式には、今年度対象のご夫婦のうち2組に出席いただきました。持ち寄った写真をスライド上映した際には、当時のエピソードなどをお話しいただくなど、和やかな式となりました。

敬老会では、今年度75歳以上の方々に招待状を送付いたしました。今回も飲食はせずに式典を中心とした会とし、136名の方々に出席いただきました。会は、オープニングとしてこども園園児による愛らしい踊りにより始まりました。式典の後、アトラクションとしてはマジックショーで楽しんでいただき、短時間ではありましたが大変喜ばれた敬老会になりました。また、当日来場いただけなかった賀寿を迎えられた方々には、後日村よりお祝金をお渡しし、長寿のお祝いを申し上げることとしております。

対象となられた皆様におかれましては、これからも健康に留意されますと共に、誰もがいつまでも元気で暮らせる「日本一元気な長寿村」の実現に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、女性模擬議会について申し上げます。

去る8月1日、大潟村婦人会主催による女性模擬議会が行われました。女性模擬議会議員として12名が参加し、新体育館建設、ジェンダー平等、農業後継者が帰村できる環境づくり、生態系公園の譲渡後の活用など幅広い分野の一般質問に対し、活発な議論を交わすことができました。

今後行政への提言と協力につきまして、よろしくお願い申し上げます。

次に、節水のお願いについて申し上げます。

大潟村においては7月17日以降、ほとんど雨の降らない状態が約1ヶ月半にわたって続き、8月の降雨量は8mmと平年の5%程度でありました。これに伴い、八郎湖の水位が農閑期の管理水位よりもさらに低い状況となりました。その結果、堤防浸透水の原水取水量も減少し水道の貯水量が徐々に減ってきたため、8月29日より村民並びに村内事業所の皆様に節水呼びかけ、一部の村内事業所には休業を、ポルダール湯には2時間の時短営業をお願いしたところです。その後、9月2日から3日にかけてまとまった降雨があり、貯水は4日の朝には回復しております。

村民並びに村内事業所の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、消防操法大会について申し上げます。

去る7月31日、サンルーラル大潟北側駐車場において、令和5年度秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部消防操法大会が行われました。大潟村消防団からは、小型ポンプ操法の部に第1分団、ポンプ車操法の部に第3分団が出場しました。結果は、日頃の訓練の成果を発揮し、ポンプ車操法の部で優勝、小型ポンプ操法の部で4位となり、1番員の勝田修弘さんが優秀選手に選ばれました。

また、8月19日に秋田県消防学校において開催された秋田県消防操法大会では、ポンプ車操法の部に大潟村消防団第3分団が出場し、4位の成績となりました。

消防団の皆様におかれましては、今後も村防災の要として活躍されることを願っております。

次に、防災訓練について申し上げます。

従来は6月の第1木曜日に防災訓練を開催しておりましたが、田植え時期が遅くなっていることに伴い昨年度から時期を変更し、今年度は9月1日の防災の日に実施いたしました。

訓練内容は概ね昨年同様とし、午前9時に秋田沖を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生、震度6強の揺れを観測したとの想定で、まずは全村民を対象に自分の身を守る行動をとるシェイクアウト訓練、避難場所への避難、被害状況の伝達訓練を行い、その後、男鹿地区消防署大湊分署や消防団、纏の会の指導のもと、自治会ごとに放水訓練、バケツリレー、水消火器を使った初期消火訓練のほか、応急搬送、AEDを使用した救命講習を実施しました。また、赤十字奉仕団や婦人消防協力隊、婦人会による炊き出し訓練、福祉避難所の開設・運営訓練なども行いました。

なお、今年は節水を呼びかけている状況であったことから、放水及びバケツリレーは水を使わない形で操作確認の訓練とし、炊き出しやAED講習についても記録的な暑さが続いている中でしたので、無理をせず屋内に切り替えて実施いたしました。

参加者は67名と、昨年より30名ほど減っており、連日の暑さで外に出るのを控えた方が多かったようです。

訓練にあたり、村民のほか、多くの関係機関や団体に参加とご協力をいただき、感謝申し上げます。

次に、脱炭素化に関するパートナーシップ締結署名・交換式について申し上げます。

去る7月4日、デンマークのサムソ・エネルギー・アカデミー、駐日デンマーク大使館、株式会社オーリス、大湊村の4者で、脱炭素化に関するパートナーシップを締結し、脱炭素推進フォーラムを開催いたしました。

このパートナーシップは、デンマークのサムソ島における再生可能エネルギーに関する技術やノウハウを大湊村の事業に活用するという目的で行っており、今後、このパートナーシップに基づき行う事業に対し、デンマークエネルギー庁より補助金が交付されることとなります。今定例会において、その関連する補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、株式会社オーリスが事業主体となり進めている脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、バイオマス熱供給事業についてですが、現在、デンマークから熱導管を輸送中であり、9月15日頃に村へ到着する予定となっております。22日に起工式を行う予定であり、その後、北側から順に敷設を行い、12月中には完成する予定となっております。

次に、公共施設等への太陽光発電及び蓄電池導入事業についてですが、ホテルサンルー



ラル大潟・ポルダー潟の湯・ふれあい健康館の3施設について、施設西側に太陽光パネルを設置することとし、3月完成に向け、順次、調整を行っているところです。

そのほか、集合型村営住宅への太陽光発電と蓄電池の設置、施設の省エネ化、公用車のEV化については、計画全体の調整等を含め検討を進めている段階です。

引き続き、事業執行や計画変更について環境省とも協議しながら、適正に推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、6月、7月とも平年に比べ気温が高めに推移し、生育は順調で茎数も多めの傾向となりました。出穂期は概ね平年並みで、7月下旬から高温日が連続し、降雨もありませんでしたが灌水は十分できました。しかし、登熟期間のほとんどが最高気温30℃を超えており、過去に例を見ない高温下での登熟となったことから、高温障害による未熟粒や胴割れなどの発生が懸念される場所があります。

次に、大豆ですが、播種後に雨が少なかったため、初期生育にバラつきが見られたことと、7月の大雨により湿害傾向となり、開花前の生育は平年を大幅に下回りました。さらに、着莢後の干ばつにより、肥大や品質の低下が心配される場所があります。

次に、小麦ですが、収穫期に降雨が続き、降雨前に刈取りをした圃場は未熟粒の割合が高く、また降雨後に刈取りをした圃場では退色した粒が多くなり、収量、品質とも平年を下回りました。

次に、南瓜ですが、大雨で収穫前の南瓜圃場の大部分が湛水し、一部圃場で病害の発生が見られたことと、その後の高温と干ばつが重なったことでツルが消耗し、お盆以降は収穫に至らないものが多くなり3割程度の減収となる見通しであります。

次に、タマネギですが、収穫が昨年と同時期となり6月20日から農協乾燥施設での受け入れが始まりました。7月中旬までは長雨等もなく、収穫作業は概ね順調に進んでおりましたが、梅雨明け以降、気温が上昇したことに伴い圃場で腐敗等の症状が目立ち、品質が低下したものの、全体的な受入重量や製品歩留は昨年を上回りました。販売単価は春以降、他産地が大玉傾向にあり、加工業務用は平年並みの単価でありましたが、生食用は価格が大幅に低迷し平均単価はこれまでを下回る見通しとなっております。

また、令和6年産の播種作業が8月中旬から始まり、栽培面積は今年産と同程度の見通しとなっております。

次に、プレミアム飲食券事業について申し上げます。

今月1日より対象店舗で販売を開始しましたプレミアム飲食券は、来年2月29日までの利用期間で、予定販売枚数は33,000枚であります。売り切れ次第販売は終了となりますので、村民の皆様はじめ多くの方々にご利用いただきますようお願い申し上げます。

次に、八郎潟干拓記念駅伝競走大会の中止について申し上げます。

9月3日に開催を予定しておりました第55回八郎潟干拓記念駅伝競走大会ですが、連日

の猛暑により危険なコンディションが予想されたことから、一般財団法人秋田陸上競技協会とも協議し、中止とさせていただきます。

出場予定の選手をはじめ関係者の皆様には、急な決定であったにもかかわらず、中止の判断を理解し受け入れてくださいましたことに、感謝申し上げます。

次に、二十歳のつどいについて申し上げます。

去る8月12日に、ホテルサンルーラル大潟において、二十歳のつどいを開催いたしました。式には村出身の27名が出席し、関係者のあいさつのもと参加者の代表が誓いの言葉を述べ、記念品の贈呈等の紹介を行い終了となりました。

参加者の皆様におきましては、大人としての責任と自覚をあらためて確認するよい機会となり、今後の活躍につながることを願っております。

次に社会人ボートチームの大潟村合宿について申し上げます。

村ではこれまで、長距離直線コースを確保できる練習環境であること及びデンマークボートチームの合宿の実績があることなどを踏まえ、ボート競技の合宿誘致を行ってきました。今回、初めて社会人チームの合宿の受け入れとなり、東京の明治安田生命ボート部が、8月10日から19日までの10日間、18名が大潟村漕艇場において合宿を行いました。明治安田生命ボート部からは、漕艇場のコースや施設、宿泊先であるホテルサンルーラル大潟について大変満足していただき、監督から「非常に充実したトレーニングを積むことができた。特に直線で2000メートルを超えるメニューを組めるのは大潟村だけなので、他ではできない練習ができる」との評価を得ております。

今後は、この合宿で挙げられた改善点や助言、そして経済効果などを分析し、今後の合宿誘致に活かしていきたいと考えております。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、議案第44号「大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案」から日程第8、議案第47号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」まで及び日程第11、報告第6号「令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」から日程第12、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております議案について順次申し上げます。

議案第44号「大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案」については、大潟村公民館の各部屋の名称及び使用料等を改正する必要があることから、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、OA管理費において、音声文字おこしソフトの導入に係る費用として33万9千円、庁内ネットワーク保守管理事業に154万5千円、秋田県町村電算システム共同事業組合事業に123万2千円を計上しております。

税務会計課関係では、財産管理費において、役場庁舎整備事業として521万6千円、賦課徴収費において、税務システム整備事業として11万6千円を計上しております。

生活環境課関係では、環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業に220万円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、民産学官連携による農業振興推進事業に484万7千円、低コスト技術等導入支援事業に1,931万5千円、化学肥料低減機械等導入支援事業に545万5千円を計上しております。

教育委員会関係では、体育施設費において、需用費を60万円増額しております。

これにより、補正総額は4,086万5千円となり、補正後の予算現額は52億4,227万1千円となっております。

なお、補正の財源は、県支出金、繰越金等に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第46号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、医療用器材費において、医療機器整備事業として165万円を計上しております。

次に、議案第47号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、水道事業管理費において、北1丁目インフラ整備事業に137万5千円、導水管更新事業に2億7,911万9千円を計上しております。

次に、報告第6号「令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」については、7月の豪雨による周辺市町の被災者を支援するため、7月19日から31日まで、温泉保養センターポルダ－潟の湯において、被災者は入浴料を免除して利用していただいております。その費用260万円について緊急に支出する必要性が生じ専決処分したものであり、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」であります。一般会計の決算状況は、歳入総額38億4,760万3千円、歳出総額36億6,830万6千円でありました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源501万7千円を差し引いた実質収支額は1億7,428万円の黒字決算となり、剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の決算状況は、歳入総額20億9,201万3千円、歳出総額19億6,597万5千円でありました。そのうち、水道事業、公共下水道事業における翌年度へ繰り越すべき財源1,613万円を差し引いた実質収支額は1億990万8千円の黒字決算となり、剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、決算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、認定第1号の説明について会計管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊東会計管理者。

**【会計管理者：伊東 寛】**

認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」、概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計について申し上げます。

歳入決算については、予算現額47億4,859万960円に対し、調定額が38億5,047万6,831円、収入済額が38億4,760万3,022円となり、予算現額に対する収入率は81.0%、調定額に対する収入率は99.9%となったところであります。

また、収入未済額は287万3,809円となっております。

予算現額に対して、収入済額が実績増となった主なものは、村税で373万円、地方交付税で3,544万円、使用料及び手数料で653万円となっております。

一方、実績減となった主なものとしましては、国庫支出金におきまして、自然エネルギー100%の村づくり推進事業による推進交付金の翌年度への繰越明許により8億6,573万円、県支出金において、環境保全型農業直接払交付金の実績により398万円、低コスト技術等導入支援事業の翌年度への繰越明許により4,565万円、村債において、基幹水利施設ストックマネジメント事業の翌年度への繰越明許により1,680万円となっております。

続いて、歳出決算については、予算現額47億4,859万960円に対し、支出済額が36億6,830万6,162円となり、翌年度繰越額の9億3,482万7千円を差し引きますと、不用額は1億4,545万7,798円で、予算現額に対する支出率は77.3%となっております。なお、翌年度への繰越明許費を除くと支出率は96.2%となります。

不用額の主なものは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による各種事業の実績減、業務委託料の実績及び工事請負費の請負差額、補助金等の実績精算によるもので、概ね効率的な予算執行により生じたものとなっております。

一般会計の歳入歳出決算差引額は1億7,929万6,860円で、繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源501万7千円を差し引いた実質収支額は1億7,427万9,860円となりました。

前年度の実質収支額が1億8,265万6,566円でありましたので、単年度収支額は837万6,706円のマイナスとなったところであります。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の合計額について申し上げます。

歳入決算については、予算現額22億4,065万6,540円に対し、調定額が20億9,513万2,530円、収入済額が20億9,201万3,419円となり、予算現額に対する収入率は93.4%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

特別会計全体では311万9,111円が収入未済額となりました。

続いて、歳出決算については、予算現額22億4,065万6,540円に対し、支出済額が19億6,597万4,646円となり、繰越明許による翌年度への繰越額が、水道事業特別会計で4,059万円、公共下水道事業特別会計で5,425万1千円となっており、繰越額合計の9,484万1千円を差し引きますと、不用額は1億7,984万894円で、予算現額に対する支出率は87.7%となっております。なお、翌年度への繰越明許費を除きますと支出率は91.6%となります。

特別会計7会計の歳入歳出決算差引合計は1億2,603万8,773円となり、水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計の繰越明許による翌年度への繰り越すべき財源1,613万円を差し引いた実質収支額は1億990万8,773円となりました。

前年度の実質収支額が1億2,200万8,013円でしたので、単年度収支額では1,209万9,240円のマイナスとなっております。

以上、令和4年度歳入歳出決算についての概要を申し上げましたが、詳細につきましては決算書及び関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、8日を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

次に、日程第9、議案第48号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第10、議案第49号「大潟村教育委員会委員の任命について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第48号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。委員の任期が令和5年9月25日をもって満了となりますので、引き続き、

住所 南秋田郡大潟村字●●●●

氏名 眞坂 和博

生年月日 昭和●年●月●日

を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

次に、議案第49号「大潟村教育委員会委員の任命について」であります。委員の任期

が令和5年9月24日をもって満了となりますので、その後任者として、

住所 南秋田郡大潟村字●●●●●

氏名 桑原 康成

生年月日 昭和●年●月●日

を教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第48号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第48号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第49号「大潟村教育委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第49号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

私から2点のことについてお伺いいたします。

はじめに、マイナ保険証についてですが、保険証とマイナンバーカードを一本化するマイナ保険証をめぐる、別人の情報がひも付けられるミスが相次いでいます。

政府が8月8日に公表した中間報告では、新たに1,069件の誤りが判明しました。今年5月までに見つかった7,372件と合わせると、誤りは8,441件に拡大しています。

マイナ保険証のひもづけミスでは、健康保険組合が対象者のマイナンバーをきちんと把握せず、氏名や生年月日などだけでひも付けを行ったため、同姓同名の別人の情報が登録されてしまったケースが多いとされています。

全国民に割り振られているマイナンバーに別人の個人情報もひも付けられるというミスは制度の根幹を揺るがす深刻なものです。誤った登録が原因で、他人に薬剤情報を閲覧されたり、共済年金や労災年金などでもひも付けの誤りが明らかになっていますが、特に障がい者手帳の情報とのひも付け作業では、調査した237の自治体のうち、50の自治体で完全な住所情報を使わず、適切な方法で個人を特定していなかったということです。政府は、障害者手帳についてはひも付けの正確性が強く懸念されるとして、全ての自治体で個別データを総点検の対象とすることを明言されています。

マイナンバー制度は、いろいろな行政手続きなどでの添付書類の省略などが可能となり、民間サービスでの本人確認にも利用でき、特にマイナンバーカードで受診することで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたよりよい医療を受けられるとの説明がなされています。

その効果は大きいと思いますが、このようにミスの報告が多い状況では、その利便性よりも自分のマイナンバーが間違いのない内容で正しく登録されているかどうか、とても気になっているという不安の声が大きくなっています。

政府は、デジタルの普及に向けて思い切った進め方をしていますが、このような状況の中、不安を感じている国民にもっと目を向けてほしいと思います。

政府が公表したマイナンバー総点検の中間報告を受け、今後は自治体を中心に、ミスの有無の確認が本格化します。膨大な作業が必要となるため、総点検が終了するのは11月末になるということですが、作業が進めばひも付けのミスはさらに見つかる可能性があります。通常業務に加えて、その点検を行わなければならない自治体職員の負担は相当大きいと思います。

政府は、マイナンバー情報の総点検に関し、個別データの精査が必要なのは332自治体にのぼり、全自治体の2割弱にあたることを昨日6日に発表しました。今後、自治体はミスが多発している障害者手帳の他、児童手当、所得税、住民税などの情報などが正しくマイナンバーとひも付いているか確認を進め、原則として11月末までの完了を目指しています。

自治体に示した精査の手順は、まずマイナンバーと氏名、生年月日、性別、住所について、各種制度で管理する情報と住民基本台帳を照合し、一致しない場合は電話や郵送で本人に直接確認するとされています。自治体名を公表することも明らかにしておりますが、点検対象の事務項目が多い自治体は、秋田県が9項目となっております。

そこでお尋ねしたいのですが、現段階では分からず、正しく登録されているか確認するには、実際に使用しないと明らかにはならないのでしょうか。

もし自治体でミスの有無を確認した後は、どのように周知されるのでしょうか。そして、修正された本人に対しては、どのように対応されるのでしょうか。

また、パソコンやスマホなどに詳しい人は自身で申請していますが、不安のある人は役

場などで申請しています。その手続きの違いはミス割合に影響しているのでしょうか。現時点でお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

また、カードを作る際に、医療機関の窓口で支払う費用の負担割合はカードの方が少ないと聞いておりますが、具体的にはどのような内容になっているのでしょうか。

お伺いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

1つめの、実際に使用しなければ正しく登録されているかどうかの確認はできないかという質問についてですが、国のデジタル庁が開設しているマイナポータルサイトにおいて、「最新の健康保険証情報の確認メニュー」で確認することが可能です。氏名、生年月日、性別のほか、保険者や取得年月日、紙の保険証も含めた保険証利用の履歴まで確認できますので、正しく登録されているか判断が可能です。

なお、サイトを利用するにはスマートフォンやパソコンにマイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。役場にてひも付けサポートを受けられた方や、マイナポータルにログインできない方については、マイナンバーカードと取得した際の4桁の暗証番号を役場に持参していただければ確認することができます。

2つめの、ミスがあった際の周知方法についての質問ですが、各自治体でミスの有無を確認することはできません。国での作業であり、周知方法や本人への対応についても把握できませんが、国からの通達等があった場合には、村民の皆様に周知してまいります。

3つめの、ご自身で登録された場合と役場のサポートを受けて登録された場合、ひも付けミスに影響しているかどうかについての質問ですが、役場で行っているサポート作業は、マイナンバーカードを取得した際に、既にひも付いているマイナンバーが搭載されたマイナンバーカードを保険証として利用できるようにする手続きとなっております。報道にあるようなひも付け誤りは、マイナンバーと保険情報を手作業でひも付けすることで発生しているものです。国保に加入している方々については、住民基本台帳の情報をシステム内で反映させたものとなっておりますので、ご自身で処理された方とサポートを受けられた方とのミス割合に影響はありません。

4つめの、医療機関のマイナ保険証の使用の有無による窓口負担割合に関する質問ですが、一般的に報道されているとおりの回答となってしまいますが、保険割合が3割負担の方を例に挙げますと、今年12月まではマイナ保険証では初診料が6円、従来の紙保険証では18円となっています。また、再診料についても、マイナ保険証では負担なしですが、従来保険証では6円の負担があります。

以上であります。



**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

マイナポータルでその確認ができるということで、そういうデジタルに詳しくない方は、マイナンバーカードを持参すれば役場で確認できると今おっしゃいました。こういう情報というのは、知ってる人はいるかもしれませんが、やっぱり知らない人の方が多いような感じがします。今、国がもうこのマイナンバーカードの不安の状況の中ですので、こういうことを確認できるという情報を、ぜひ村内いろいろなところで、チラシでもいいですし、そういう広報とか、周知していただけるようにしていただくことはできないでしょうか。

それと、今までの紙の保険証とカードでのその負担割合ですね。微々たるお金ではありますがけれども、そういうことも知らないでいる方が多いと思います。そういうことに対しても、これから何かの機会に周知していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず、マイナポータルのアプリを導入していればご自身で確認作業ができますし、もしその手順がわからない場合は、カードと暗証番号を役場に持ってきていただければサポートすることができますので、今言ったようなことを含め確認の手順等については、今後、広報等を含めて周知する機会を設けていきたいと思っていますし、保険の利用負担についても、そういった際に併せてお知らせしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

再三申し上げるのですが、そういうマイナポータル等、そういうものに詳しい方は、きつともう何もなくすぐ調べることができると思うのですが、やっぱり今国が、11月末までを最終としてその自治体で調べている中で、それまで使えないのかというやはり不安の中にいると思うのですね。そういう中で、そういうことで、今でも確認できるということを知らせるということは大変大事なことです。よろしくお願ひしたいと思いま

す。

それと、マイナカードの申請というのは、高齢者も障がい者も、マイナ保険証と資格確認書はいずれも申請が原則となっています。体の不自由な人にとって、原則申請の負担が強られる社会は本当に温かく優しい社会なのではないかというふうに思います。そもそも、このマイナ保険証と資格確認書の2枚持ちの可能性があること自体、デジタル化の趣旨からすれば、適正なのかなと思ってしまいます。

国が定めた制度ですけれども、村長はどのように感じていらっしゃるでしょうか。ご認識を、参考までに伺えればありがたいのですが。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

私の認識としては、マイナカードにまず保険証を登録していただくというのがまず第一で、しかしそうしたことができない方のために資格確認書をとということでもありますので、あくまでも補完する意味でその資格確認書を、それも聞いている範囲では、申請ではなく国の方でそれをお送りするというようなことかと思っていたところでした。ですから保健証の登録漏れというようなことがないようにすることで国は進めていると思っていますので、その点はマイナカードに保険証を登録できない方でも、確実に、国保なりそれぞれ入っている保険証が使えなくなるようなことがないように国が進めるということをお述べていると思っていますので、そういうことだと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

はい。

次に、公共下水道環境についてお尋ねいたします。

各地で地震や大雨、台風など自然災害が頻発し、特に近年、発達した積乱雲が列を成し、ほぼ同じ場所で、長時間大雨をもたらす線状降水帯などによる集中豪雨が増加しています。その被害は顕著になっており、異常気象と言われていたことが今通常になっており、これまで大きな被害のなかった地域も例外ではなくなっています。7月14日から16日にかけて、県内では未曾有の大雨となり、近隣市町では住宅の浸水や道路の崩落、水道の断水など、甚大な被害が発生しました。

今回の記録的な豪雨災害では、秋田県にも激甚災害が指定され、秋田市や五城目町、男鹿市、大潟村など県内15市町村には、災害救助法が適用される事態となりました。被災さ

れた皆様には、1日も早く日常の生活に戻れますように願っておりますが、幸いにも大瀧村は農作物への被害はありましたが、周辺市町ほどの大きな災害には至らなかったと伺っております。私達は、これまで地震など大きな災害も経験しており、不自由な生活を余儀なくされる自然災害への備えを、日頃からしっかり考えておかなければならないと身に沁みて感じております。

地球温暖化の影響が最も大きな要因と思っておりますが、急激な大雨による中小河川の氾濫や下水の処理能力を超える内水氾濫型の水害が最近目立っています。村でも、今回だけではなく、大雨が降るたびに家庭のトイレの水がうまく流れず使えないため、やむなく道の駅に行かざるを得なくなり、困っているという声があります。家族が多い家庭ほどそれは切実な問題で、この先、大雨が降るたびにこのような思いをしなければならぬのかと困惑しきっている状況です。

下水道管路内に堆積した土砂などは管路内の流れを著しく低下させるばかりではなく、悪臭や有毒ガスを発生させる要因にもなります。村は、生活に与える影響が大きいことから、下水管を高圧洗浄により清掃し、下水道環境を維持するために、平成27年度から令和5年度までの9年間、公共下水道管渠改築事業を行ってきており、その効果はとても大きいものと認識しております。

このような事例についてはいろいろな要因があるのではと思いますが、今後どのような対応をお考えでしょうか。

お伺いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

公共下水道について、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、秋田県内で今年7月15日を中心に大雨災害があり、大瀧村でも24時間降水量で93.5mmを観測しました。村の下水道でも、この大雨で雨水から発生する不明水が管路へ浸入したことにより、ポンプ場に集まる汚水量が増加し、雄物川流域下水道側での受け入れ限界を一時的に越え、村内で下水排水が滞る場所が発生しました。

これまでも村は、大雨時にこういった問題があり、毎年地区を変えた下水管高圧洗浄などの下水道環境の維持に努めてきたほか、不明水対策として交付金を活用し、劣化が著しい本管・マンホールから順次改修を行ってきました。その成果として、大雨のたびに滞水していたマンホール箇所が解消されるなど、議員のおっしゃるとおり、その効果が大きいものとなっております。

しかし、今回のような災害級の大雨について、大瀧村の下水道のつくり上、下水排水が滞る原因となる不明水の下水浸入を完全に防ぎ影響を一切受けないようにするという事は難しい場合もあるかと思えます。

その不明水侵入の対策として、管路の不具合箇所については随時補修をしていることや、村民の皆様へ、家の下水設備に雨水が入らないようにしていただく内容の周知を毎年しているほか、令和元年には各家々の下水ますの誤接続調査も行い、その状況改善に努めているところです。

また、近年、村内事業所からの下水排水量が大幅に増えている状況です。今回のような大雨次第では、今後も雄物川流域下水道側での受け入れ限界を越える場合も想定されるため、県に対して、次期認可変更時に流域下水道側の処理量アップの協議を申し入れしていきたいと考えております。

今後下水道の適切な維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

不明水の下水の浸入はなかなか難しいということはよく分かります。これから県に対しても、その認可といたしますか、その時にもう一度申し入れを行うということに対しては大変ありがたいことだと思えますし、ただ現状、村内のそういう家庭でもすごく困り果てているということも認識していただいて、ぜひ村民が不安なく過ごせるような状況を作っていたきたいと思えます。

よろしくお願いいたしますと思えます。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

はじめに、住宅政策について質問いたします。

①として、これから建設予定の集合型村営住宅一部に、高齢者向け設備の設置を考えてはということについて質問いたします。

高齢の村民の方から、これからの生活の場である住宅について、不安の声が寄せられました。これからさらに高齢になった時、今の住宅に住み続けることが心配であるとのことです。

1人暮らし高齢者世帯数は令和3年、70世帯、高齢者のみ世帯数は87世帯です。

例えばこれから建設する集合住宅に、連動式の火災報知器を設置するのはいかがでしょうか。この火災報知器は、親機と子機がセットとなっており、子機で火災を感知すると、親機が信号を受信し警報を鳴らすというものです。この仕組みを利用し、子機を高齢者宅に、親機をその隣の協力者宅にそれぞれ設置します。高齢者宅で火災が発生すると、協力

者宅でも警報が鳴る仕組みになっているので、いち早く危険を察知して火災事故を防止できます。

また、人の動きを察知して、動きがない場合に知らせるシステム等の設置は考えられないでしょうか。仙台市では高齢者向け有料賃貸住宅として、バリアフリーや緊急通報、安否確認システムなど、高齢者の方が安心安全に暮らせる居住環境を整え備えた民間の賃貸住宅を、仙台市が認定有料賃貸住宅として高齢者に提供しています。高齢者がこのような高齢者向け設備の設置された住宅に住み替えをすることにより、安心して村に住み続けられるのではないのでしょうか。仙台市では今この事業はサービス付き高齢者住宅に移行しつつあるとのことでしたが、村にはサービス付き高齢者住宅はありません。

②として大瀧村住まいづくり支援事業の見直しについてです。

この事業の中の商品券の交付対象者が、「村に住所を有する農業経営者および農業専従者並びに農業法人等における家族従業者は除く」となっていることですが、これまでの住区に空き地・空き家があっても、村外から移住してくる場合、でき上がっているコミュニティに入るのは難しいだろうとの話もありました。それであればなおさら、村内農家が空き地・空き家を購入することを促すように、農家も商品券の対象として対象者とするべきではないでしょうか。

③として、これから予定されている西1丁目分譲地の購入対象者は、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

3番、三村議員の質問にお答えします。

はじめに、現在整備しております北1丁目集合型村営住宅建設事業については、村への移住・定住の促進と、老朽化した既存の村営住宅入居者の住み替えを目的に行っているものです。北1丁目1番地地区に令和3年度から令和6年度まで、第3工期で3LDK、2LDK合わせて46戸程度建設する予定です。

北1丁目2番地地区についても、平成元年に建設された村営住宅12戸を解体し、その跡地に新たな村営住宅を建設する予定としておりますが、具体的な整備方針は現時点で未定となっております。

これまでの定住化促進住宅や一般公営住宅以外にも、子育て支援住宅や高齢者向けの住宅など様々な公営住宅の形が考えられますので、今後、入居者のニーズを把握し、将来の社会的状況の変化も見極めながら、今後整備方針を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大瀧村住まいづくり支援事業についてお答えします。

大瀨村住まいづくり支援事業は、村民の住環境の質の向上と村内定住の促進を図ることを目的としています。

空き家、空き地を購入し、新築住宅を建築した場合、上限100万円、増改築・リフォーム工事を行った場合、上限50万円の補助金を交付しており、村外からの移住者だけではなく、村民も対象としております。

商品券については、人口の増加という観点から、村内への移住の奨励として村外からの移住者に対して商品券という形で上乘せ助成しております。繰り返しになりますが、人口増加と定住促進という観点から商品券を交付しておりますので、農家の方の村内での転居については対象外とさせていただいておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

なお、空き家を購入した場合の問合せが、今年度に入り1件ありました。空き家対策の観点からも、住まいづくり支援事業の周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、西1丁目の分譲地についてお答えします。

7月10日付けで株式会社緑設計と宅地造成工事測量設計業務委託契約を締結しております。8月上旬より測量業務を行っており、今後、年内に説明会を開催し、年度内に分譲区画等の基本計画をまとめる予定です。

現在のところ、購入条件や購入対象者については未定であります。令和6年度以降、造成工事と並行して検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

高齢者の方から不安の声が寄せられている訳ですが、ニーズを把握して検討していただくということの答弁と理解いたしました。

そのニーズを把握されることはすごくありがたいことですので、高齢者の方からの不安の声ですので、高齢者の方のニーズをどのように把握するかということ工夫しながらやっていただければと思います。これまで何か委員会等ありますと、各団体の長が委員になることが多いと思いますが、その場合、高齢者の方が多く参加されるということではないと思いますので、その辺りの配慮をお願いいただければと思います。

それから、住まいづくり支援事業ですけれども、結局その次の分譲地のことにも当てはまりますが、これまでの分譲地の場合、農家には分譲しないという、今回の中央の10戸に関しては、村営住宅に住んでいた方に関しては対象となられて、農家の方も何軒も購入されたと思います。そうすると、今回の場合は村営住宅に住まわれている方は良かった訳で

すけれど、農家の方も買えて、これからは農家の方も分譲地を購入したいという方がどんどん増えてくると私は思っています。

これまでの政策であると、移住・定住で移住してこられる方たちが増えている訳ですが、逆に農家の方で村外に出ざるを得なくて、村外に移住した方たちを私も知っています。皆さんもご存知かと思いますが、そうなることによって人口は減って、余所へ、他の地域への移住になってしまっている。ですので農業の村であると私は思っていますが、これからもそういう村であり続けるためにも、どんなふうにしたら農業者も村に住み続けられるのか、1人でも多くの方が住み続けられるようにということを考えていただくのに、時代がもう変わってきていますので、農家といってもいろいろな状況がありますので、若い方たちの農業者のニーズも十分考えていただいて、空き地・空き家に入る場合はなかなか、同じ農家でコミュニティが違う住区に入る場合も勇気のいることであったりしますのでそのことも考えながら、やはり同じように商品券というのは対象とするべきではないかと思えます。他の地域に行ってこのことをお話すると、どうしてそういうことになっているのですかねという、もう驚きの声で皆さん聞かれます。人口増加の観点での上乘せということではあるでしょうが、そういういろいろなことを考えて、農家の方のことも考えていただければと思います。

西1丁目分譲地の購入対象者のことは、令和6年度、来年度に検討するということが、農業者の声も十分に反映していただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず、高齢者の方々が今住んでいる住宅に住めないような状況になった後どうするかということ、そもそももっと違う所に住みたいというようなこと等、いろいろなパターンがあると思います。村では、今住んでいる所に住めないような、介護度が上がったりするとケアハウスとか、そういったものを今は準備している状況でありまして、そのサービス付き高齢者住宅とかというのはなかなか難しい面があるのではないかなと思います。また高齢者の単身になられた方も、単身が住む北1丁目のあそこに住まわれている方もいたりして、それぞれ暮らしに応じた利用も、村の中でもなされているのではないかなと。

また、今村で進めている公営住宅についても、そうした年齢制限等は特に設けていませんので移り住むことはできますが、サービス付きとなるとだいぶ変わってきてしまっていて、なかなか難しい面があるのではないかなと思ったところです。

ただ、北1丁目1番地については3棟、公営住宅にすることで今計画が進んでいますが、北1丁目の奥の2丁目部分については、お話したとおり12戸の村営住宅がありまして、それは解体する予定としていますが、その後の方針はまだ決まっていないので、高齢者の方

からいろいろなニーズ等も含めご意見を聞く機会を設けて、そうしたことを反映して何ができるかを考えていきたいなと思います。

次に、住まいづくり支援事業ですが、これについては先程来申しているように、新築をすることには100万円の補助金を、またリフォームするには50万円の補助金を上限として、それは農家であっても外から来る人も同じです。ただ、やはり外から移住される方の優遇策として商品券を準備していますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

まず家を建てるのに村として100万円、自治体としてやるというのも大きいことだと思いますので、ぜひ活用していただければと思います。

また、なかなか村の難しいところで、既に家がある中で、若い人が別に家を建てて、そうすると元の家を将来どうするのだという問題が必ず出てきます。そうしたことも含め、適正な、そうした家の継承、またはリフォームであったり、そういったことも含め一緒になって取り組んでいく必要があると思っています。

また、今村では公営住宅も増やしていますし、住めないような状況はないかなと思っています、希望される方が。ですので、先ほど言ったように、村に住めなくて外に住んでいるのではなくて、夫婦のいろいろな仕事の関係上、外に暮らしている、そういった方がいるのではないかなと私は思っています、仕事上やむを得ず村の外で暮らしているという、それでもしっかり村で農業もやられてもいるので、それはやむを得ない状況もあるのかなと感じているところです。

いずれ、今古くなっている村営住宅を新たに更新しながら、さらに住みやすい形で村民に提供できればと思っていますし、新たな分譲地においても、そうした宅地がある人がさらに増やして行って、将来またそれが空き家になってしまうようなことが多数出てくることを避けることも考慮する必要もあると思いますので、今後皆さんの意見も聞きながらしっかり検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

何度も同じようなことを言って申し訳ないかもしれませんが、核家族化していますので、3カップル、3夫婦が同じ家に住んでいるというような状態では、もうなくなってきましたので、そういった場合、3世代と言わなくても、2世帯、2カップルは同じ家で、若い夫婦は別なところにとかとなると、循環としては空き家にはならない。その2夫婦ずつみんな住むといたら、3箇所必要なぐらいな感じにはなるわけですね。ただ今は高齢の夫婦とその次の夫婦と一緒に住んで、今の若い夫婦が新しい家に住む、そのような形になってきたりしているわけですが、だから空き家になってしまうのではないかと



いう心配はないのではないかと私は考えています。逆に、農家を継ぐ後継者の方がいらっしやなくて1人暮らしとか2人暮らしの高齢者の住まいになっている時に、ケアハウスとか介護度が高くなって施設に入る場合等になってしまうと、残す家をどうするかということがなかなか自分の判断が、非常に高齢になってきますのでできない状況になってきますので、そのひとつ手前、自分で判断できて、自分でこの家をどうするかとか考えられる段階で、今の特公賃とかに住んでいる方もいらっしやるということですけど、安心して住めるような場所があれば、そういうところに住み替えて、それをどうするかというようなことも検討できるのではないかと思います。

それから、住まいづくり支援事業ですけど、その商品券、やはり基準が私としてはちょっと不公平ではないかと思います。不公平と言ったらあれかな。でも余所の人たちに聞いても、どうして農家に商品券がないのという、人口増加の観点からと言われればそうかもしれないですけど、その辺りをもう少しちゃんと空き地・空き家を活用していくという観点から考えられないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

先程来話をしているように、まず高齢者の方々については様々なそれぞれの暮らし方があるかと思いますが、そうした中で村としてケアハウスもあれば、村営住宅にも住むこともできますし、特公賃にも住めるような状況、ただ、サービス付きのようなことはちょっと難しいのかなと今は思っております。なかなかそこまでできる状況、または逆にそういった方を呼び込まなければいけないような状況にもなってしまうえば大変ではないかなと思っております。

いずれ、今整備する集合型の村営住宅にも高齢者が入居できますので、かなり暮らしぶりは過ごしやすい環境にはなるのかなと思います。

また、農家住宅、宅地も含めて非常に宅地面積が大きい、そういった中で、以前は同居でした。それが2世帯に家の中を分ける形になりましたが、今は別棟で建てて同じ敷地内に家を建てるパターンがそれなりに増えてきているのかなと思っています。それだけ土地があるので、ぜひ有効に自分の土地を活用してもらいたいというのがありますし、先程来言っているように、元々あった入植の家が将来空き家になることも懸念されますので、ぜひ土地がある人においては、そういうことを活用する形でやってほしいという思いもあって、まず村外から来る人を中心に商品券は活用してもらおう形を取らせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時51分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、三村さんの一般質問、2つめについて質問してください。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

次に、オーガニックビレッジ宣言による有機野菜栽培や販売をどのように考えているか質問いたします。

大潟村有機農業実施計画では、主に米と大豆のことが計画されているようです。令和9年度の目標が有機栽培面積350ヘクタールですが、そのうち米が255ヘクタールになっています。そのような目標になっていますが、有機野菜に関して栽培や販売についてはどのように考えているのでしょうか。

有機JAS認定を受けていなければ商品名に「有機」や「オーガニック」を表示することはできません。最低3年以上使用禁止資材を使っていない圃場であること、遺伝子組み換えでないことなど、定められている厳しい規定をクリアしたものが有機JASに認定されます。栽培も難しいと思いますが、野菜に関してはどのような栽培の指導を考えられているのでしょうか。

このような厳しい規定をクリアして、有機JAS認定されても、販売にあたり、農家に入る収入が労働に見合った収入でなければ、村の有機栽培面積を拡大していくことは難しいのではないのでしょうか。販売に関してはどのようなことをお考えでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

3番、三村議員の質問にお答えします。

有機農業の普及、生産技術の確立やPR活動等の内容を盛り込んだ大潟村有機農業実施計画を策定し、その実現のために有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として、4月4日、オーガニックビレッジ宣言を行っております。

有機野菜栽培については、地域おこし協力隊として有機野菜の栽培指導者が着任し、同制度を活用した実証試験を西5丁目のチャレンジハウスで取り組んでいただいております。更に、講習会や栽培の相談を随時行っており、個別相談は8月末で35件、講習会はこれまで2回行い延べ20名が参加するなど、精力的に普及・啓発活動を行っていただいていることから、これから有機野菜栽培の技術向上や取組者の増加が期待されているところです。

次に、有機野菜販売について具体的な取り組みはこれからになりますが、例えば、学校

給食へ有機野菜提供を軸にすることで、集荷と販売を進めていく方法が考えられます。実現するためには給食への安定供給の確立、生産者の収益の安定化や関係機関との合意形成などいくつかの課題をクリアしつつ進めていく必要があります。

また、産直センターに有機栽培コーナーを設置することも考えられますが、安定供給の目処がつくことが前提となります。そのためにも有機農業拡大を目指し、農家の有機農業の生産振興と販売意欲の向上に繋がるような仕組みづくりを、有機栽培農家の皆様と検討してまいりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

私も、学校給食に有機野菜が入れば非常にいいなと思っています。有名な千葉県のいすみ市で有機野菜を学校給食に提供していますが、いすみ市では、野菜栽培、水稻栽培の農家を組織化して、組織化しているところに市から補助金を出しているということでした。そしてまた、事務局を市役所が担っているそうです。

また、有機JASを取っているのだけれど、その転換期間中の農産物は特別栽培の認証を受けているとのことでした。

学校給食であれば、今、大潟村も無償になっているので、保護者の負担を考えるとなく学校給食に有機JAS野菜を使うことができるかと思いますが、やはり何といても農家を作ろうという意欲に繋がるような何か、宣言はされた訳ですけれど、35件の個別相談があったということではありますが、どのような野菜であるとか、講習会は2回やられたということですが、野菜に関しての面積の目標は、私が見たところではちょっと見つけられなかったのかもしれませんが、米の面積だけが255ヘクタールとなっていて、有機栽培面積は350ヘクタールですが、その除いた分は大豆と野菜かとは思っているのですが、どの程度まで、どの年度までに考えられているのか。そのようなことはあるでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず全般的な野菜については、今の段階ではこの有機農業の計画の中では具体的な面積を取り入れていないところでして、村としてはまずは家庭菜園で、自分で食べる野菜から順次有機に転換しつつ、給食や直売所で販売できるような環境づくりをしていけたらということ今取り組んでいるところです。

給食への出荷については、村担当と有機栽培農家の方々でいすみ市へ視察に行きまして、いろいろ情報を得てきて、今後そうした取り組む農家の会を結成する方向で今検討をいただいているところです。ですので、有機栽培農家の方々と一緒にそうした仕組みづくりをしていけたらと思っていますし、それらがある程度成ってくると直売所へのコーナー設置など、そうしたことにも取り組んでいけるのではないかなと村としても期待をしているところです。

いずれ自分が食べる野菜中心にまず取り組みやすい形で、少しでも農家の方々、できるだけ多くの方がこの有機野菜栽培に取り組んでいただければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

いいえ。次にいきます。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

**【3番：三村敏子議員】**

最後に少子化対策について質問いたします。

①として、出会いを増やすために、民間結婚相談所に入会される方への支援も必要ではないかということで質問します。

村の今年度予算では、ポルダー結婚支援センター補助金が210万円、県のあきた結婚支援センター登録料負担金として5万円、あきた結婚支援センター負担金として6万7千円となっていて、結婚を希望される方に向けて支援を行っています。

現代においては社会も多様化し、多様な価値観や多様な個性・能力を個々人が活かせる出会いを探すには、数多くの出会いの機会を持つほど確率は高くなるのではないかと思います。民間の結婚相談所も数多くありますので、例えば入会金などの補助などを予算化し、結婚を希望される方への更なる出会いの機会を増やすことなどの支援ができないでしょうか。

②として、秋田県では、少子化は20代前半の女性減が最大要因であるとして、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を応援しています。

村内では、女性活躍推進法による一般事業主行動計画を策定している事業主はあるでしょうか。あるとしたら、女性の活躍推進関連の補助金、支援金等事業を活用している事業所はあるでしょうか。

③として、村は女性活躍推進法に基づき、令和2年第2期大潟村特定事業主行動計画を策定しました。これはどのような進捗状況となっているでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

3番、三村議員の質問にお答えします。

村では、独身男女の出会いの機会の創出と結婚を支援するため、平成30年度から大潟村ポルダー結婚支援センターを設けています。その活動の中で、村外におけるイベントへの参加などを支援するため、一般社団法人あきた結婚支援センターへの入会を希望する方に対し、入会登録料1万円を全額村が負担しており、これまで18名の方が登録されております。

あきた結婚支援センターは、県、県内全市町村、商工会議所などが共同で設立した法人であり、結婚相談の他、県内各地のイベント情報の提供やAIによるマッチングが行われるなど、村では実施が難しい多様なサービスが提供されています。

村としては、あきた結婚支援センターと連携しながら結婚支援を行っているところであり、あきた結婚支援センターの利用も呼びかけているところです。

民間結婚相談所の利用に対しては、様々な業態の相談所があり把握も難しい状態でありますので、現在のところ助成を含め加入支援は検討しておりませんので、よろしくお願ひします。

2つめの一般事業主行動計画の質問ですが、この一般事業主行動計画は女性活躍推進法により101人以上を雇用する企業に策定が義務づけられるもので、企業が自ら女性職員の活躍に関する状況把握や課題分析をし、数値目標を設定する計画となっております。厚生労働省秋田労働局によれば、村内で策定している企業は3企業あるとのことでした。

また、秋田県次世代・女性活躍支援課によれば、県助成金である「秋田県えるぼしチャレンジ支援金」及び「若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業費補助金」を活用した村内企業は、現在のところないとのことでした。

これらの助成金は、一般事業主行動計画を策定し、その上で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づくいくつかの基準を1つ以上達成した「えるぼしチャレンジ企業」に認定されていることが助成対象要件となります。認定基準の例として、採用競争倍率が男女で同等以上であることなどがありますが、県内でえるぼしチャレンジ企業に認定されている企業は9社のみとのことで、業種によっては認定基準のハードルが高いことが推察されます。

3つめの村の特定事業主行動計画の進捗状況についてですが、村では職員の子育てと仕事の両立に向けた環境づくりを進めるため、令和2年に第2期特定事業主行動計画を策定しました。この計画のなかで、妊娠中や出産後の特別休暇等の制度づくりやその周知を行うこと、男性の子育てに対する休暇取得を促進すること、また、全ての職員に対して時間

外縮減のための事務負担調整や年次休暇取得の促進などを掲げています。

この計画では、数値目標として2つを設定しています。1つめは育児休業取得率について男性10%、女性100%とすること。2つめは配偶者出産休暇取得率を50%、配偶者の出産に係る子の養育休暇取得率を20%とすることです。

昨年度の実績ですが、女性の育児休暇取得率は対象者2名のうち2名が取得しておりますので、取得率は100%でした。男性は対象者が2名おりましたが、取得実績がありませんでした。ただ、どちらの男性職員も、配偶者出産休暇、子の養育休暇は取得しており、取得率は100%となっております。

今年度の現時点での実績は、女性の育児休暇取得率は100%、男性の育児休暇については、1名が2週間ほどの育児休暇を取得しましたので、取得率は100%となっております。以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

秋田県の結婚支援センターで、現在の登録者数は1,052名、そのうち村は8名の登録者。センター開設以来の成婚者数は1,887名で、村は2名だそうです。ですので、今AIも入っていますし、こちらの結婚支援センターへの登録、今年度まだ村からの登録はないというお話でしたので、もう少しPRして、こちらを利用される方を増やすことも必要ではないかと思います。

結婚相談所の方ですけれども、経済産業省の委託調査によると、結婚相談所の成婚率は男性で8.4%、女性は10.1%という調査結果が出ています。本当にたくさん結婚相談所がありますので、どれがどうということは言われなくてもいいかもしれませんが、その結婚相談所という選択肢を考えるとという機会にもなると思うのですよ。なので、そういう補助によって支援するということによって、選択肢を広げていくということも考えられると思うので、その点もう少し検討していただけないでしょうか。

それから、②の女性の活躍推進、一般事業主行動計画は101名以上の企業に義務付けられていますけれども、101名に達しない企業に関しても県の方のこの補助金の対象となっていますので、3企業、策定している企業があると、村の中でということでしたので、これが行動計画を策定していくことによって意識が変わっていくと思いますので、女性、若年女性が働きやすい、女性が大潟村で働きたいということに繋がっていくと思いますので、このことに関しても事業所に対しての周知がさらに必要ではないでしょうか。

③の村の特定事業主行動計画ですが、今年度ですか、1人該当の男性がいらっしゃって1人取ったということで100%、それは本当に良かったなと思います。これは数字での目標値が出ているのですが、他の自治体だと、女性管理職の目標数値や時間外勤務の削減の目

標数値などが掲げられていたりします。全ての自治体がどうかは分かりませんが、これは秋田市の場合を調べてみましたが、目標数値が必要ではないでしょうか。ぜひ女性管理職の数値目標を掲げていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず、結婚相談所についてですが、先ほどもお話ししたように、県の支援センターとの連携はさらに深めてどんどん活用してもらうように、もう少し村内の若い人達にもPRをしていきたいと思いますが、ただ民間となるとあまりにもいろいろありすぎて、こちらの方から推薦するようなことも難しいので、民間についての助成はやはり控えさせていただきたいと考えております。

続いて、企業の目標設定については、それぞれ取り組んでいると思いますし、村の方からそれぞれの企業について申し入れをすることもなかなか難しいところがありますので、その点については企業で頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

村としての女性活躍に関する行動計画ですが、村では先ほど言ったような目標設定をしておりますが、管理職を何%とかという目標設定はしていないところでありまして、適材適所であるということです。ただ、今現在は女性の管理職が10人中3人ですので、約3割程度になっているところです。今後もこのような形で女性の活躍しやすい環境づくりや、子育てしやすい環境づくりをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

結婚を希望する方が民間の結婚相談所というのはなかなかお金もかかりますし、踏み出すのにちょっと抵抗がないか、やはりそういう選択肢があるということをお知らせするという意味でも、どこの民間のと指定するわけではありませんから、そういう相談所を利用する場合はこれくらいの補助をしますぐらいの感じで、あきた結婚支援センターへの支援と同じぐらいでも、そういう選択肢もありますよということをお知らせするという意味でも、民間の結婚相談所も視野に入る、とにかく多数の方との出会いがあればまたその確率が高くなると自分では思っていますので、そういう面でそういうところも検討していただけたらと思いますが、どうでしょうか。

あと、企業の方ですが、村に3企業、一般事業主行動計画を策定しているということでしたけれども、私はどの企業がその策定をしているのか知りませんが、県の方から直接そ

の企業に対して、こういう事業、補助金がありますとかという情報は行っていると思うのですが、村内全体で村民がそういうことの事業があるとか、そういう素晴らしい計画をしている企業があるとか、そういうことの紹介を村がするとか、そういうことはできないでしょうか。

女性管理職ですけれども、今半数近くが女性職員な訳で、自分とすれば半数の目標値、女性管理職の目標数値を掲げていただければと思いますが、どうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず民間の結婚支援センターへの推奨といったことですが、先程来申しているように、民間においてはあまりにもいろいろありすぎて把握のしようがない状況でありまして、そういうところをまた推奨して補助金を出すということはなかなか行政としては難しいと思っています。秋田県の方の支援センターも幅広い取り組みをしていて加入者も多い訳でして、ぜひそちらを活用していただくように、今後も対象者についてはもう少しPRしていきたいと思っております。

また、企業の事業主行動計画についてですが、それぞれ企業がやはり自らのこととして策定していることと思いますし、村として策定している企業、策定していない企業を公表するというのもまた、村では分からない状況でありますので、どこの企業が策定しているかについては。ただ、秋田県の労働局からは、村内で策定している企業が3企業ありますという報告はいただいたところで、それがどこの企業か具体的な内容までは言及していただけませんでした。そうしたことから、村としてそうした企業を調査したり、または公表したりするという事は難しいと考えております。

最後に、女性管理職の目標ですが、先ほど言ったように、10人中現在3人でありまして、適材適所ということで村としては進めておりますし、そうした中で半数の目標を設定するという、その目標だけが先行するようなことはなかなか今後についても難しいと思っておりますので、引き続き、適材適所で職員には頑張っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。



2点質問をさせていただきます。

まず最初に村民に丁寧な広報をとということで、質問の前に、前回お願いしていた全戸配布の方、ようやくホームページの方でしていただけて、ありがたいなと思っているところです。

では質問に入らせていただきます。

7月の豪雨では近隣自治体において土砂崩れや断水、河川の氾濫などが大規模に発生しました。村では大きな被害がなかったものの、周辺でこれまでにない被害が発生し、ニュース等になっている中で、村内で防災無線で注意喚起の放送は行われましたが、防災無線と連動すべきTwitterでの投稿もなく、また防災無線を含めて村内での被害の有無に関する情報の発信がされなかったため、村内の状況がどのようになっているのか分からず、不安を感じた村民の方も多かったのではないかと思います。

村内において大きな災害が発生していない、または発生する可能性がある危機的な状況ではなかったため広報しなかったということもあるかとは思いますが、今回のように周辺でこれまでにないような大きな災害が発生し、ニュースになっている状況では、大潟村の状況がどのようになっているのかということが気になり、また他よりはひどくはないが何か災害が発生しているのではないか、もしくは大きな災害が発生しているが小さな村だからニュースになっていないだけではと不安になる村民もいたのではないのでしょうか。従って、村では現時点では被害がない、すぐに危険が迫った状態ではないというような情報を提供することも、村民の安心のために必要ではなかったかと思えます。

これまでの様々な場での説明ではですね、今回村内では倒木などの被害もあり、そのような現場での対応を優先させたという説明もありました。確かに災害現場の対応はとても重要ではありますが、村民に安心感を与えるための広報も同じぐらい大切な仕事だと思います。

そこで質問ですが、今後、同様に周辺で大きな災害が発生した場合、村内に被害がなくとも、村内の状況について広報を行うことが村民の安心に繋がり、重要だと思います。ぜひそのような広報の体制を考えていいと思うのですが、その点の認識はどのようにお考えでしょうか。

2点目として、今回は村内に大きな被害はありませんでしたが、仮に今後、村内で大きな災害が発生した場合、発生する危険が生じた場合、今回のように現場対応が優先され、村民への広報が適切に行えないと、避難の遅れや被害の発生が生じる懸念もあります。村内で大きな災害が発生したり、発生する可能性がある状況では、今回と異なり広報まで問題なくできる体制となっているのでしょうか。

また、今回の災害での村の対応、また実際被災した周辺自治体の対応を教訓にして、災害時の広報に関して見直しなどを行う必要はないのでしょうか。

3点目として、防災に限らず、従来と比べインターネットなども普及し、様々な情報が

届けられている現在では、村民が求める情報の内容、量も変わり、村民への広報の重要性も従来以上に高まっていると思います。

村においては、村民への広報の活動というのは、他の業務の付帯的な業務としてあまり重要視されていないようにも感じられます。日頃から村民への広報や情報発信を今まで以上に重視してほしいと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

6番、黒瀬議員の質問にお答えします。

災害時や防災に関する発信は、防災行政無線を主体に行っております。現在「X」に名称変更されておりますTwitterは文字で確認できるものとして、無線放送を補完する形で活用しているものですが、今回の7月の大雨の際にはこの投稿を失念しており、大変申し訳ございませんでした。

質問の1点目についてですが、防災行政無線による発信は、通常警報の発令、またはそれ以上の状況になった場合を想定しています。今回、村には暴風警報が発令され、大雨警報は発令されませんでした。かなりの雨が想定されたため、発令前から大雨と暴風両方について、気象情報の収集と警戒をしていただくよう呼びかけたところです。

村内で大きな被害がないことの広報についてですが、随時状況が変化していく可能性がある中において、その時点で、役場側で全ての情報を把握できるわけではなく、情報不足等で混乱を招くことのないよう注意する必要がありますので、気象情報の収集や警戒を呼びかける内容で発信しているところです。

次に、2点目についてですが、大きな災害が発生した場合、あるいはその危険性が高まった場合は、災害対策部、災害対策本部の設置を想定しております。災害対策本部の場合は各部署ごとの動員人数の他、役割分担も決めており、その中で広報についても業務の1つとして整理しているところです。ですので、それに沿って対応することとなります。

周知する内容については、ご指摘のとおり、今回職員による災害派遣もありましたので、そういった経験や実例等を参考にしたいと考えております。

次に、3点目についてですが、村では昨年度事業でホームページを更新し、今年度からは、各担当部署で情報更新できる範囲を広げております。慣れるまである程度時間がかかるとは思いますが、従来より情報発信しやすい環境を整えているところです。

以前ご指摘のあったLINEによる情報発信については、8月28日になりましたが、運用方法を整理し各課に周知したところで、今後発信内容の充実に努めてまいります。

全戸配布チラシのホームページへの掲載についても、8月配布分より掲載を進めてまいります。

村民が必要な情報を、必要な時期に、わかりやすい形で発信できるよう、防災行政無線を補完する役割はホームページとLINEに集約するなどし、適切な発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

1点目、今回の件ですけれども、確かに全て把握していない中であるということはあるのですけれども、例えば倒木等があつてという状況を把握していたのであれば、小さい情報でも出して、少なくとも村としてそういう対応をしているということがわかるような体制を取ってもよかったのではないかなというふうに思っています。ぜひそこ辺りはちょっと考えていただければなというふうに思います。

それで今回、災害時の広報という話をしているわけですが、先ほども各課でいろいろな情報発信ができるようになってきたという中において、そもそもが多分、平時にある程度しっかりと情報発信をするという体制が整っていなければですね、平時にできないものが非常時にできるとは思えないので、やはりその部分を、昨年度ホームページの方を更新したわけですが、もうそこから大分時間が経った中でようやくLINEですとかホームページの更新が充実したというのは、ちょっと遅いのではないかなと思いますので、その辺りぜひやっていただきたいと思います。

そこで、先ほどLINEの発信の話もあったので、関係して質問なのですけれども、LINE、ホームページに集約していくという中で、今までやってきた、以前あったメール配信、Xの方ですね、そちらの方というのは今後どのようにされるつもりなのでしょうか。新しいものに移行するのであれば移行するという形で、きちんとそこに入っている方にアナウンスすべきかなと思いますし、逆にそこを放置し続ければ、そこに情報がなければ何も情報発信していない、何も問題が起きていないと思われてしまうので、そこ辺りしっかりしていく必要があると思うのですが、これまで使っていたツールをどうLINEに置き換えていくかというところ、どのようにされるかということも1点、教えていただければと思います。

また、もう1つ、公式LINEの方、運用が始まっているということですが、本日の時点でそちらに登録されている方が144名ということです。村民以外の方も参加している可能性もありますので、人口3,000人に対しての、スマホですとかLINEを活用している方の数を考えれば、まだまだ登録者数というのは少ないのではないかなというふうに思っています。以前も模擬議会の方で質問、話が出ていましたが、やはりこれは広報でお知らせしているのですけれども、村民に公式LINEに参加してもらうための仕組みというものを

うちよつと積極的に取っていてもいいのではないかと思うのですけれども、その点も併せてどのように考えるか教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず災害時の具体的な状況の広報についてであります。先ほども申しあげましたように、災害の最中というのはなかなか情報把握がしづらい部分がありまして、その発信も難しいところがあります。

ただ、そうした中で、例えば倒木により通行ができない箇所があるとか、そうした具体的なものであれば発信はしやすい状況ですが、危険性がないような発信とか、曖昧な発信というのはなかなかできないので、そういうことはちょっと難しいのかなと思っております。また、特に危険がない、倒木はあっても通れるような状況であれば、災害が起きそうではない、または危険が及ぶわけではない状況であれば、そういった発信もなかなか難しいと思いますので、本当に生活に支障があるような情報や、そういったことについては発信はしていきたいと考えております。

また、LINEとホームページに今後集約していきたいということですが、おっしゃるとおり、Xやメールの発信も今現在は並行してなっている状況ですが、今後集約していくということで、そういう意味ではXやメールは今後廃止する、使わないような方向に、そういったことをしっかり整理して、現在Xやメールを利用している人にはLINEに移行していただくように進めていきたいと考えております。

あまりにも多様な媒体があると、発信する側も非常に手間取る、または受ける側もいろいろ、それによって状況も違いますので、今の段階で村としてはLINEとホームページに集約していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

また集約させながらも、X利用者やメール利用者には、LINEへの移行を進めていくということで、できるだけ多くの方が公式LINEに登録していただけるよう取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

災害時の広報についての部分ですけれども、まず曖昧な話ができないということはわかるのですけれども、一方で言うと、ストレートに言ってしまうと、何も情報発信しないと、果たして役場が何かをしているのか、情報収集すらしているのかしていないのか、そこも

分からなくなってくるので、やはり何かしらの情報発信というのはされて、きちんと警戒はしていますよという体制が目に見える方が、僕は安心できるのではないかなと思うのですね。先ほどの倒木でも、道路を塞いでいなければすぐの危険がないので広報しないというお話でしたけれども、その1本はなくてもそういう状況が起きているとすれば、次に走っている途中で倒れてくるかもしれないという可能性も考えると、やはりそういう被害が起きているということを周知して、皆さんに注意を喚起するということが1つと、あともう1点は役場としてしっかり対応しているという点を見せるというか、そういうことをわかっていたら村民の方も安心するのではないかなというのがありますので、そこ辺り、曖昧な情報発信が難しいということは理解しましたので、そこをきちんとやってくれているのだなということがわかるような感じで、リアルタイムで、何かしら情報発信をしていただければなというふうに思います。

もう1点、村からの広報の手段というところで、ホームページとLINEへの集約ということとはまさに、別に広げる必要はなくて、特に村民向けの広報という形であればLINEというのも1つの重要な方法で、とてもいい媒体ではないかと思います。今、メールですとかTwitter等をやられている方に、そちらに移行していただくというお話はあったのですが、おそらくそこを足してもまだ全然足りないのではないかなと思いますので、そうではない、ただそれでもLINEですとかスマホを使っている方というのはいっぱいいらっしゃると思うので、そこに対しての具体的に公式LINEに参加してもらおう仕組みとか呼びかけというのが、様々なイベントですとか村民が集まる場で、もう極端な話、その場でスマホを奪い取ってでも登録していくぐらいがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、そこあたりの仕組みというものを具体的に何かお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず、先ほどもお話しさせていただいたように、今回の大雨の時も職員が両日とも出務して警戒や巡回にあたって、しっかり対応していたところであります。

また、そうしたことも含め、今まではやはり村民の注意喚起を主に、または危険がある箇所等については広報したり、停電はどこが停電しているとか、そういう形で対応してきたところですが、おっしゃるように村側がしっかり対応していることの、どういう形がいいのかはあれですが、少し検討しながらもちゃんと対応しているというようなことも伝えることはやぶさかではないようにも思いますが、どのような内容でどうするかということは検討をさせていただきたいと思います。

また今後、TwitterやメールからLINEに移行するという中で加入者を増やすにあたっては、広報でお知らせするだけでは今までと同じでなかなか加入が増えないので、住区総会

等それぞれ村民が集まるような機会にも積極的に登録を呼びかけていきたいと思ひますし、LINEはほぼ全てのスマホを持っている方が登録しているかと思ひるので、使い慣れている部分もありますので、積極的に加入を勧めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

2つめの質問に移らせていただきます。

村の子ども達にボート体験の機会をとということで質問させていただきます。

大湊村には全国でも珍しい漕艇場があり、高校生の大会や県外チームの合宿などにも活用されています。村は全国32市町村で構成される全国ボート場所在市町村協議会に加盟し、全国市町村交流レガッタなどにもたびたび参加しています。また、2020東京オリンピックではデンマークボートチームの事前合宿会場となり、様々な交流活動も行われました。デンマークとはボートだけの縁ではありませんが、脱炭素事業、また子どもの遊び場などを含めて様々な繋がりを持って交流も行われ、今後も継続して交流を行うような話も聞いております。先日、子どもの遊び場の件がニュースになった際もですね、デンマークチームのボートの合宿などに関連付けてそういった放送がされていたように記憶しています。

ただそのように、ボートもきっかけとして国内・国外との交流が盛んに行われている一方で、一時期は中学生も同好会やクラブチームとして活動を行っていた時期もありましたが、現在は中学校で中学生ボート競技を行っている生徒はいないような状況と聞いています。生徒数の減少ですとか、他の部活動や、クラブチームへの参加など、様々な理由はあるかと思ひますが、せっかく県内また全国的にも珍しいボート場がある自治体にも関わらず、子ども達がボートを漕ぐ機会がないというのは大変残念な状況です。

村としてもボートを1つのきっかけに、地域おこしや様々な地域との交流をしている中、ぜひ地域の特徴ある、特色ある取り組みとして、以前は一時行われていたように学校の活動として、村の子ども達が授業などにおいてボートに乗るような機会を作り続けていくことで、今後も継続してボート競技への関心を高めていく必要があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

中学校のボートの取り組みとしましては、以前は、本来所属している部活動の大会が終

了した生徒等から希望者を募ってボート大会に出場するという形が続いておりました。その後、コロナ前までになりますけれども、部活とは違う地域クラブとして練習や大会に参加するといった形でボート競技を行う生徒がおりました。しかし、ここ数年はボートクラブへの参加を希望する生徒もなく、ボートに関する活動は行われていないのが現状であります。

また、村事業の地域人材活用学習支援事業の中で、中学校1、2年生を対象に、ボート体験をするための予算を計上しておりますけれども、令和2年度以降はコロナ禍ということもあり実施できていない状況であります。

さて、ご質問のありました、村の特色ある取り組みとして、以前のように学校活動としてボートに乗る機会を作り続け、ボート競技への関心を高める必要があると思うがどうかということについてですが、このご意見には全く同感でございます。村の漕艇場は関係者に高い評価を受けております。2年前のデンマークボートナショナルチームや、この夏、来村して合宿を行った社会人チームからも高い評価をいただきました。

また、ここ数年の大潟中の卒業生の進学実績を見ますと、大学まで競技を続けている種目はボートだけとなっております。進学においても優位性があるのかなという見方もできるかと思えます。

そうしたことから、村としましては、この環境を活かして、中学生だけでなく村全体の関心も高めていきたいというふうに考えておりますが、この前の7月に開催した村民レガッタも出場チームは6チームと、記録が残っている中での最多は平成26年の27チームでしたので、それに比べてもずいぶん少ない参加になっているのが現状でございます。今後は、村全体として関心を高めていくような具体策を検討する必要があると考えております。

また、議員ご指摘の中学生についても、学校や村ボート協会と相談して具体策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6チームしか参加していなかったですかね。

先ほどボート関係者の高い評価を得ているというお話はあったのですが、やはりここに村民の関心が入っていなければ、ここでボートをずっと続ける意味というのは何なのだろうかという話にもなると思うのですよ。そういう意味では、先ほどこちらの意見に同意いただいた部分もあるのですが、やはり関心を高めていくという取り組みをぜひやっていただきたいと思えます。

その中でこれに関しては村が主体的に、中学校が、学校が、ボート協会がという話ではなくて、やはり村が主体的にこれを中学生にやらせるのだというようなぐらいの意気込みがなければですね、これはその時その時でいろいろな、学習指導要領も変わり、校長先生が変わりその学校運営方針が変わればそこで途切れてしまうというようなものではなくて、やはり村としてボートをなのか、そこをしっかりとやっていくという、地域の特色ある取り組みとしてやっていくという思いが強くなければ、これは続かないと思うのです。ですので、ぜひそこは検討していくという話ではなくて、村としても主体的にやっていくという思いでやっていただければなと思うのですけれども、その点をどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり村民の関心、あとは村が主体的に学校にお願いしていくとか、ボート協会の活動に期待していくとか、そういう意味も併せてにはなるのですけれども、やはりおっしゃるとおり村全体としてそこに力を入れていきたいというメッセージなども含めて、これから関係者とどういった方向性で持っていけばいいのかというところからまずは始まると思うので、そこから検討して、学校などとも新たな、以前までやっていた先ほど説明した事業などの再開も含めた内容で相談していきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

通告に従い2点質問いたします。

1点目ですけれども、生態系公園譲渡後の活用と維持管理の課題ということで、村は来年度中に生態系公園を、研修機能の継続を条件として無償譲渡の合意が県と締結したところです。譲渡の対象は生態系公園と旧農業試験場生物工学部跡地で、旧農業研修センター本館、これは国営事業の事務所としてまず県が管理するということです。

そもそも2016年に、県が所有する公共施設の維持に関する指針で民間などの譲渡を前提に管理することを定め、それに沿って県と村は利活用について協議してきたということで



す。

質問なのですけれども、まず譲渡後10年間、これは県の条例に基づいた利活用が条件ということですが、これで村の自由度が制限される懸念はないのか。

それから民間でなくて、この村が譲渡先となった経緯、それについてお知らせください。

譲渡後の維持管理の方法と費用の試算はということで、多種多様な樹木、あるいは施設の維持管理に多額の費用ももちろんかかるわけですけれども、村単独での維持というのは、これは財政に非常に影響があることから、県の支援はあるのか。

3点目、県との協議によって、村が最も重視した事項、要望にはどんなものがあったのか。

以上、3点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

9番、齊藤議員の質問にお答えします。

生態系公園等を含む旧農業研修センター跡地については、平成25年11月に、県より有償貸付または譲渡の提案がありました。その際、主に旧農業研修センター本館の施設の利活用を前提に県と協議してきましたが、当時は有効な利活用案がなかったことから、具体化に至りませんでした。

県が平成26年度に策定した秋田県公共施設等総合管理計画によりますと、旧農業研修センターは、平成30年度頃に民間等への譲渡による利活用を目指す施設と位置付けられておりましたが、当時県から、民間への譲渡が前提ではないと説明を受けております。

これらの経緯もあったことから、令和元年度に県、村等が一体となって検討するため、関係者で構成する利活用検討委員会を立ち上げ、前向きな協議を進めてきたところです。協議を進めていく中で、旧生物工学部の施設を村の農福連携の活動拠点として引き続き利活用することや、現在の東北農政局八郎潟農業水利事務所が旧農業研修センター施設内に事務所を置くことが決まりました。

一方で、村としては、将来の財政状況を鑑みると、現在県が行っている維持管理を引き続き村が行うことは困難であることから、総合的に判断し、旧農業研修センター本館を除いた生態系公園と旧農業試験場生物工学部の土地及び建物について、譲渡を受ける方針となりました。譲渡後10年間は、県が定める秋田県農業研修センター条例における、生態系公園等の設置目的や理念に基づくことが前提となりますが、具体的には、農業への関心を高める体験活動や研修、交流機会の提供、さらには子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が集うレクリエーション活動、健康づくりや文化活動など、多様な事業や活動の拠点として使用していく考えです。全く制限がなく、あらゆる事業に利活用できるわけではありませんが、公園・研修機能の継続を前提とした利活用を行ってまいりますので、事業を進め

る上で特段大きな支障はないものと考えております。

次に、譲渡後の維持管理と費用についてお答えします。

生態系公園については、現在、県で指定管理制度を導入しており、指定管理者が施設等の維持管理を行っております。温室の植物管理や野外公園の維持等に係る経費として年間で約3千万円を予算措置していると伺っております。経費の内訳については把握しておりませんが、村に譲渡された場合、野外公園の樹木管理や草刈りなど、環境整備を中心とした維持管理を想定しているところですので。具体的な維持管理の範囲や経費については、県や現在の指定管理者の助言をいただき、今後検討していきたいと考えております。

また、旧農業試験場生物工学部については、譲渡後も農福連携拠点施設として社会福祉法人南秋福祉会に無償で貸与する予定ですので、維持管理についても引き続き南秋福祉会で行っていただくこととなります。

最後に、県との協議において最も重視した事項についてですが、当初、県からは旧農業研修センターも含めたエリア全体で一体的に利活用することが望ましく、一括での譲渡の提案がありました。しかし、先ほども述べましたとおり、譲渡後も将来にわたって使用していくためには、敷地内の施設の維持・更新に多大な費用が見込まれることから、エリアを分けて、それぞれ協議してまいりました。

現在、村への譲渡部分の範囲の確定を行うため、県で測量を行い分筆登記に向けた作業を進めているところです。また、県では、今年度中に観賞温室内の植物の取扱方針を策定し、令和6年度中に取扱方針に沿って移設または撤去を行う予定と伺っています。村として現在、主体的に行う手続き等はありませんが、引き続き県と協議を重ね、令和6年度中の譲渡に向けて進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

最初の譲渡先に関してなのですが、これは県は民間には求めなかったように私は受け取ったのですが、これは県の判断として民間では無理だろうということだったのでしょうか。

それから、この譲渡において県の方から村に打診があったのか。

それからですね、今の県の方で指定管理を行って管理しているわけですが、たしか、私の記憶もちょっと曖昧かもしれませんが、5千万弱、4,700~4,800万で指定管理をしているというふうに私は記憶しているのですが、先ほど村長の話だと3千数百万、3千万ほどで管理できるのではないかと、その辺の金額も少し合わないのかなと思っております。

それから、条例があって、まずそれに基づいた管理・運営をしなければならないということなのですけれども、やっぱり10年は長いのですよ。村は譲渡を受けたけれども、10年間、今までとあまり変わっていないなということはどうしたのだろうという、やっぱりそういう懸念の声も来かねないと思います。ですから、もう少し村の自由度、アイデアを様々出して、あそこを利活用しながら交流人口を増やすとか、もちろん村民の中にもあそこを憩いの場として非常に楽しんでいる方もおりますし、その辺、もう少し村の独自性が出るような利活用はできないのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

まず県の方ですが、先ほども話をさせていただいたように、県所有のいろいろな施設をそれぞれ位置づけたことが平成30年度にありまして、その中では旧農業研修センターは民間等への譲渡による利活用を目指す施設というような位置づけにあったようです。ただ、位置づけはそうですけれども、実際県が来ると民間にやるのが決して前提ではなく、村と協議したいということで、県の方から村の方に話が来たということです。

ただ、そうした中でも、旧農業センターの活用についてはいろいろ検討したのですが、村としてあの施設を具体的に活用するところまでは至らなかったということで、旧農業研修センターの活用という面ではそこで一旦話が区切られたという経緯があります。ただその後、県の方がまた今度はあのエリアを全体として活用していただけないかという話もあった中で先行する形で、生物工学研究所の方がまず農福連携の活動拠点という形で活用できることになりまして、村が借り受けて福祉法人にまた貸す形ですが、まずそれが先に活用が具体化したと。引き続き県は全体を受けてほしいという話なのですが、やはり旧農業研修センターは施設規模が大きすぎて村としては活用しきれないということで、切り離して検討することを提案しながら協議してきた中で、県の方もそれをよしとして、今は公園と生物工学部のその2つをまず村としては譲り受けることで話を進めているということです。

そうした中で、県の方では10年間、県の定める条例のもとで活用してほしいという内容になっているわけですが、今も公園が主体ですので、生物工学部の方は引き続き農福連携の拠点として活用しますし、公園は公園として、引き続き村としては利用していきたいと思っております。ですので、今後10年間、まず主には公園としていろいろなレクリエーションや健康づくり、または集会であったり、イベントであったり、そういったことに活用していければと考えていますので、特段大きな影響は今のところないと思っています。

また、以前の女性議会の折にも、あそこの中で収益事業をやるようなことも検討してはという話もありましたが、なかなかそうしたことは難しいのかなという話をさせていただ

いたところでありまして、まず10年間は主に公園として活用していくということで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

私も、今の状況では現状のような使い方はもちろんいいとは思いますが、いずれ維持管理にやはりどれぐらいかかるのだろうと、やはり村民の皆さんは、この話をするとそこに結構行くのですよ。村が全部負担することになるのか、例えば入場料とか有料にしたらどれだけ人が入ってくれるのだろうかとか、やはりその辺のことをしっかり皆さんに説明しながら、村として今後どういった方向であるかを利活用しながら、村にとってプラスになるように、その辺のビジョンをしっかりと示さなければ村民としても、なぜ引き受けたのか、むしろ村に負担が大きくなるだけではないのかなと、ちょっとやはり懸念している部分がありますので、そこはしっかり説明しながらやっぱり皆さんの理解を得る必要があると思いますけれども、今後村はこれに対してどういった対応していくことになりま

すか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再々質にお答えします。

まず今回、県の方では無償で村に譲渡してくれるということで準備を進めていただいています。その中で、村としても譲り受けたけれども、あまり維持管理経費がかかっても大変になるので、先程来言っているように、旧農業研修センターはまず外してもらうことで話がつきました。さらに公園内の温室ですね、今熱帯植物などを植えている、あれも維持管理がもう大変なので、また専門的な知識がないと管理もできないので、中の植物も全部撤去してもらうことにしています。ですので、今後の維持管理としては、先ほど話をしたように、樹木のある程度の管理と草刈り程度で済むのではないかなと思っていますし、その範囲で維持管理をしていきたいと思っています。ですので、あまりお金がかかるようなことはせずに、公園としてしっかり村民や外からも人が来て憩える、または自然観察ができるような、そうしたことで維持していきたいと思っていますので、あまりお金をかけずに適正な管理に努めていきますので、よろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

2つめの質問ですけれども、あきたこまちRとふるさと納税についてということで、あきたこまちは種子が全面的に新品種にあきたこまちRとして令和7年から一般作付されることになりました。

4日の知事の会見で、令和7年にはこだわらないと、むしろ生産者、消費者の皆さんの理解を得るために、先延ばしした方がいいのではないかと、ちょっとそこは考えが変わったようでそういう報道もありましたけれども、カドミウムとヒ素の同時低減を図るために開発された品種でありまして、従来にあきたこまちと比べて、まず出穂期、稈長、穂数等の主要特性の他、収量、食味もほぼ同等であるというふうに言われております。

放射線育種された品種の米は、生育中の水稲や収穫後の米に直接放射線を照射しているものではなく、育種の最初の段階で一度だけ放射線を照射して突然変異を起こさせたものであり、何世代も選抜しているのですから、米に放射線が残ったり、自ら放射線を出すものではなくて、安全性に問題ないというのが県の説明です。

ただ消費者から見ますと、その放射線ですとか、突然変異という、そういう言葉から安全性についてこの懸念を抱くことはやはりどうしても避けられないのではないかと、いくら安全だ、安全だと言っても、やはりそういう言葉に消費者の方は敏感ですから、そういう懸念があると。販売の時にも「R」を表示しないということで、市場に2つのあきたこまちが存在することになります。

村ではふるさと納税の返礼品として米の人気が高いわけですけれども、コロナで落ち込んできたふるさと納税も5類になったことで徐々に回復しつつある中で、今回のこまちRが出たことで納税額の減少に少し懸念が出てくるのではないかとということで、リピーターの方、あるいは新規の納税者の方に返礼品として、このこまちRについて、村としても十分かつ丁寧な説明をしなければならぬと思っておりますが、こういった方法でこういうことに対応していくのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

あきたこまちRへの全面切替については、齊藤議員のご指摘のとおりであり、放射線や突然変異というワードに対し、消費者の方々が敏感に反応されている側面があると感じております。

秋田県では、切替の経緯やあきたこまちRの安全性について、ホームページにおいて、分かりやすく情報提供を行っているところであります。村においても生産者の中には、実需者や消費者の方々から直接、様々な意見が寄せられているようですので、県に対し、あ

きたこまちRについて正確で分かりやすい情報提供をしていただくよう要望しているところでもあります。

また、ふるさと納税においては、現在のところ、あきたこまちRに関する問合せ等はございませんが、今後、問合せもあろうかと思えます。返礼品の提供事業者を通じて、わかりやすく正しい情報の提供と対応に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど齊藤議員が話されたように、新聞によると、知事の方でこの切り替えについては遅らせるような趣旨の発言があったということでもありますので、今様々な意見が県に寄せられていると思えますし、村としても今後、地域農業再生協議会を中心に、県の方から直接こまちRについての説明を受ける機会を設けたいと思っているところです。

いずれ、正しい情報を得ながらしっかり対応していけるように、一緒に取り組んでいければと思えますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

いずれ県内でやはり何か突然出てきたな感じで、ちょっと戸惑った面もあって生産者もどうなるのだろうということで大分心配されたりもしたのですけれども、ただ知事は若干先送りすると言ったのですけれども、どの段階で生産者や消費者の理解が得られたかと、その判断も非常に難しいと思うのですけれども、この村に限らず返礼品に関して言いますと、やはり秋田県内農家のお米の返礼品がまず多いと思うのですよ。ですから、村だけではなくてやはり県の自治体の中でも、やはり連携を取りながら、国に対してしっかり説明なり、やっぱり安心して消費者の皆さんが消費できるようなことをやはり訴えていかなければならないと思うのですけれども、他の市町村、自治体の反応はどういう感じでしょうか。やはり県挙げて、そして自治体としてやはり連携してやっていかなければならないという感じでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後2時53分)

(午後2時53分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

先般、県の方から各自治体に対して書面での意見聴取がありまして、村としても提出さ

せていただいたところであり、正しい情報提供とともに、やはり一律全面切り替えではなく、選択できるように、今までのあきたこまちと、そうしたことも村からは申し入れたことと併せて、先ほど言ったように、説明の機会も今求めているところでもあります。

そうした中で各自治体でもやはり懸念の部分がありまして、今度11月にある町村会と県との意見交換会の折にはこのことを1つのテーマとして掲げるということで今話が進んでいるところでもあります。

いずれ進める方向としては間違っていないと思うのですが、そのカドミウム対策やヒ素対策ということで今後、ただしっかり理解された上で、特に消費者の理解も含め、そうした理解のもとで進めていかないと大きな混乱になるので、そうしたことは避けていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【9番：齊藤知視議員】**

ありません。これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後2時55分)

# 令和5年第3回（9月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和5年9月8日（金）午前10時00分～午後2時12分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第44号 大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第45号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第46号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第47号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

報告第6号 令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

認定第1号 令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について

令和4年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について

陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について



て

陳情第8号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし  
10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第44号「大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案」から、日程第6、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第7、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から3点、質疑させていただきます。

まず最初1ページ、2ページ目の7月14日の暴風雨についてなのですが、まず質問に先立ちまして、被害を受けられた地域の1日も早い復興を願っております。

こちらにも書いてあるとおり、未曾有の暴風雨があり、近隣の市町ではやはりかなりの被害を受けております。いまだ復興の途上であり、大変な災害だというふうに思っています。

これは逐次ニュースでもテレビでもその状況が放映されていまして、大潟村は直接の被害はなかったのですが、かなり不安に思われた村民の方も多々いらっしゃると思います。昨日の一般質問でも出てきましたが、状況がなかなかわからないということで、それはそれで当局のお話もわからないこともないのですが、そういう中でちょっと聞きたいのですが、避難所の開設というのが当然このような大きな被害が予想される場合はあると思うのですが、その避難所の開設する具体的な基準というのはどういうふうになっているのか、お聞かせ願えればということが1点。

あと、こちらに書いてあるとおり、災害対応業務の支援ということで、職員の方が2、3名、1日あたり、応援に行ったということなのですが、こういう有事の際の現場というのは非常に混乱していると思うのですよね。そういう中で、当初の災害時のマニュアルは

当然あると思うのですが、それに則った行動ということはなかなかできない大きな課題が多々あったと思うのですが、そういうものを持ち帰って、具体的に村の庁舎内でいろいろ検討する機会があるのか、また、する予定があるのか、その辺も含めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず前段の方を私の方からということで、避難所開設の基準ということですが、まず避難される方がいらっしゃるか、そういった状況を把握して、避難していただく際には避難所を開設して、対応にあたるということで考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の後半の質問にお答え申し上げます。

村では先ほど延べ42名の職員を、五城目町を中心に秋田市にも派遣をさせていただきました。派遣された職員に関しましては、全員から報告書を出していただいております。具体的にどういった業務に従事したのか、どういった指揮命令系統であったのか、どういった課題が課題として感じたのか、あるいは地域住民からどういった意見や要望など、苦情なども含めて寄せられたのか等をまとめた報告書を出していただいております、それを今現在分析中でございます。

また、村当局ではないのですが、五城目町の災害支援にあたりまして、大潟村の社会福祉協議会においてもかなり活動を支援していたというふうに伺っております。そういったボランティアの支援のあり方も含めて情報収集をして、今後また庁内で検討をしてみたいと考えております。

また先般、秋田県町村会におきまして、総務担当課長会議がありました。その中でも五城目町の総務課長から具体的な町としての対応などを、本当に概要なのですが、ちょっと報告を受けたところがございます。それを受けて秋田県町村会におきましても、相互応援協定の締結に向けた準備を進めたいということで、今準備を進めているというふうに伺っております。

そういうことも総合的に勘案しながら、今度こういった災害が起きた場合に、どういった初期対応をすればいいのか、それをスムーズに回すためにはどうしたらいいのかということも庁内で検討をしてみたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

まず1点目の、開設する具体的な基準ということで、避難する方がいるかどうか基準ということなのですが、避難所があれば避難するという方もいらっしゃるって、どのように把握するのかというのは非常に問題になってくると思うのです。例えば警報があつてレベルいくつだったら開設しますよとか、何かそういうような具体的な基準というものがないものなのですか。不安に思っている方がどこかに行きたいという時に、やはりその避難所というものが1つの、よりどころとは言いませんけれども、そういう所になると思うのですよ。「開設しているね、じゃあ行こう」と。その開設していますというアナウンスも大切なのですけれども、だからそういうふうに、避難する方がいるかどうか基準ということだとどうしても受け身になってしまうので、こちらから避難所が開設できますから、皆さん安心してくださいという1つのメッセージにもなると思うので、この辺の基準というものをちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、それが1点。

あと、職員派遣についての今後の対応についてはわかりました。ただこれもいつまでも、検討するのが1年、2年というふうなスパンではなくて、結局災害というのはいつ起こるかわかりませんので、情報を分析して、そして分析したあと庁内でプロジェクトチームではないですけれども、何かそれで災害マニュアルのいろいろな修正だとかそういうふうな課題を見つけて、それでしっかり対応するというような体制は必要だと思うのですけれども、それについてももう一度お答え願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時11分)

(午前10時12分)

再開いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

避難する場合の避難指示の基準というものはあります。ただそれ以外にも、避難していただきたいという形、例えば以前ですと、停電で避難所を開設したということがあつたのですが、そういった部分をこれから少し整理しながら対応していきたいと思つています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の再質問にお答え申し上げます。

できるだけ早急に報告書等の内容をまとめて庁内で検討会を立ち上げて、そして具体的な対応手順等を確認して、職員に周知してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

いえ、次の質問に行きます。

関連するので、9ページ、防災訓練についてちょっとお伺いしたいのですが、今回参加者が30名ほど去年より減ったということで、やはり時期もあるのかなと、今年は特に稲刈りが早まるというふうな話もあったり、ここにも書いてあるとおり、連日の暑さでということもあったかもしれませんが、できるだけたくさんの人数に参加していただくような日程調整も必要なのかなというふうには思っております。

その中で、こちらに書いてあるいろいろな防災訓練の内容なのですが、抜けていると思うのは、災害時に配慮が必要な人の防災訓練、特に避難行動要支援者と呼ばれている方、そういう方たちの訓練、この日にやっていないのかもしれませんが、どのようになっているのかという質問です。

避難行動要支援者というのは、確か個々に個別避難計画というのを市町村で作成するというのに、努力義務ですけれどもなっているようです。ですので、個別避難計画をもとに、その実効性を高めるためにそれに基づいた訓練というのが必要になってくると。その辺も総務省の方で推奨しているというふうなことになっています。ですので、今回この防災訓練の中でどのように、配慮が必要な人への防災の支援というのはどういうふうになっているのか、そこをお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

要支援者の避難については毎年行っております。ちょっと説明の中に特別書いてはいませんけれども、包括支援センターですとか、民生委員の方を通じて、そういった訓練もやっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。  
菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

まず、やっているということで、これはこの防災訓練の日にやられたのですか。  
あと、当然、避難行動要支援者の対象には誰が支援するのか等ということもあると思うのですけれども、そういう方々も一緒にやられたのか、いつやられたのか。これは年1回なのか、この防災訓練の日なのか、それとも適宜にやっているのか、それも含めてお願いします。

あと、すみません。当然村の中に、この要支援者の方がいらっしゃると思うのですけれども、それは全部把握なさっているのか。そこも含めてお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。  
要支援者の避難訓練に関しては、この村の防災訓練の際にやっております。  
支援する方といいますのは、先ほど申しましたように、民生委員の方と、あと包括支援センターも入るような形でやっております。  
福祉避難所の訓練という中で説明の方をしているという認識でございました。  
あとは、訓練でやっているということで、年1回でございます。  
以上です。

**【7番：菅原史夫議員】**

村内の要支援の方については。

**【生活環境課長：近藤比成】**

失礼いたしました。  
村内で支援が必要な方というのは福祉保健課の方で、把握しております。  
ただ、支援計画のような形ですと、本人の希望もありますので、全ての方という訳にはいきませんが、全ての方ではやっておりますが、まず希望に応じてということでやっております。  
以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原議員の再質の方にお答えいたします。  
把握につきましては、例えば社会福祉協議会ですとか、先ほど申し上げました地域包括

支援センター、そちらの方で把握していると。月1回程度、そういう高齢者の一人暮らしですとか、高齢者夫婦だけですとか、そういったところで日々見守り的なことで訪問はしているということで把握はしていることとなっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。

いずれにしろですね、個別避難計画は、必要とする支援者全て計画を作成しているわけでは、本人の希望によりというふうなお話だったと思うのですけれども、これを調べると、確かに個人情報保護法もあるのですけれども、この災害救助法は特別法として、その外でできるというふうに書いてあったのですけれども、つまり本人が出してもいい情報はもらえるような形にはなっていると思うのですよ。ですので、要は何かあった時に、その人が対象者なのかどうなのかというのを把握しなければなかなか支援できないので、そこはやっぱりやっていくべきだと、本人といろいろお話をしながら、無理やりというわけにもいきませんが、その辺については対象者にはどのようなお話をなさっていて、何とか必要最小限のものだけでもいいから、こちらの必要な情報だけでいいからというふうな話でも「いや、私はいやだよ」という話なのですか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時24分)

(午前10時24分)

再開いたします。

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原議員議員の再々質の方にお答えいたします。

個別避難計画、個人情報の関係ということですのでけれども、先ほどちょっと申し忘れましたが、民生委員の方々も含めてその方々をまず把握はしていると、そういったところで本人の、例えば希望する情報といいますか、そういったものは把握しながらこの個別避難計画等々に載せる載せないも含めまして、聞き取りしていきたいというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の、最後の質問に行きます。

同じページですか、11ページのデンマークとのパートナーシップ締結についてなのですが、これについてどうこう言うつもりはありません。ただ、これに限らず、姉妹都市締結、他の自治体との協定を結ぶ場合に、議会の議決というのは、必要はないのでしょうかというのが1点。

というのは、確かに地方自治法の第96条には、議決しなければならない事項にはこういうものは入っていないのですが、ただこれは必ず予算が絡むと思うのですよ、事業をやるのが前提のはずなので。事業をやらなかったら締結する必要はないのでね。ということは、予算は議会の議決が必ず必要なもので、となると、やはり姉妹都市でも協定でも、それはやはり議会の議決というものが本来必要なのではないかなというふうに思っているのですけれども、これは別に当局の足枷にするつもりはなくて、逆にそこで締結を議会が議決すれば、次の予算を立てる時に、当然そこでは裏付けになると思うのですよね。そういうふうな部分で非常にお互いスムーズになるのではないかなというふうに思っていて、こういうふうな形でやっている自治体は全国でも多々あります。議会の議決ということを経験したものは。ですのでこの辺について当局はどのように考えているのか。条例発議なので議員発議もできるのですが、まず当局のお話をちょっとお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えします。

村では様々な大学であったり、今回のデンマークとの4者協定であったり、いろいろな形で協定を結んでいるところでありまして、村事業推進に様々な形で協力いただくということで進めております。

そうした中で、今議員、姉妹都市というお話でありまして、どのレベルの協定を、議決を必要とするのかというようなことも含め、またそれぞれの団体の中で時期的なこともありますので、議会の議決を経た上での協定になるのか、それとも協定を締結した上でさらに議会の議決が必要なのか等々、その締結の仕方にも影響してきますので、そういったことも整理しながら少し勉強させていただきたいと思っておりますし、ちょっと意見交換をさせていただきながら、今後よりスムーズな形で、または村民の理解を得られる形で進めるということは何よりも大事なので、今言ったような課題も少し考えられますので、共に考えていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

当局への再質問ではないのですが、まず今村長がおっしゃったように、どのレベルでどういうふうな形が、議決が必要なのかも含めて、議会の方でも検討する場をちょっと作っていただきたいのですが、その辺について、すみません、議長にお願いなのですが、それでも。

**【議長：丹野敏彦】**

検討させていただきます。

**【7番：菅原史夫議員】**

以上で、私の質問は終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

私からは1点、質問があります。

1 ページ目からの水害のことなのですが、被害を受けた秋田市、五城目町の方には、本当に不幸なことが起きましてお見舞いを申し上げたいと思います。

この災害がですね、3連休という不運な日にちに当たったこともあるとは思いますが、なかなか五城目町の住民に聞いても、言ってみれば、行政のサービスがちょっと遅かったというふうな話を聞いております。何が一番困ったかという、飲料水、水が困った、断水による水、お風呂もそうだと思いますけれども、でもお風呂はまず出ていけばどこかに入れる、ただ水が非常にやはり困ったと。以前、村のあれを聞けば、いわゆる相手方の要望がなかったので特別届けることもしなかったというふうな話を聞いたと思います。ただ住民にしたら水がない、でも行政は水を欲しいと言わない。ということは、水がそこに、備蓄の水とかどこかから届いた水があったと思うのですよね。なので水が欲しいというふうな要望が出なかったと思うのですが、でも住民は水が足りなかった、欲しかったというふうなことなので、要は言ってみれば、行政からのサービスが住民に届かなかったのだろうと私は勝手に思っているわけなのですが、これも全て、やはり災害というのはいつ起きるかわからないことで、慣れている人はいるわけもなく、国から派遣された職員のレポートを見ても、やはり職員の不慣れがバタバタ、ドタバタしたというふうな報告が上がっているというふうに私も聞いております。

なのでこれが、まず言ってみれば逆に村がその立場になった時に、住民の方にどのようにならざるサービス、水が止まった時に水はここに来ればあるよというふうなことができるかどうかということが問題になってくると思うのですよ。先ほど総務企画課長の方から



は、派遣した職員からレポートを出してもらって検討するというふうな答弁もありましたけれども、やはりこういう時こそ、住民が求めるものを行政が100%把握するのは非常に大変だと思います。行政がサービスを住民に100%伝達するのも非常に難しい、この災害の時には難しいとは思いますが、どのような形で今後、村がそうなった時にそういう情報伝達、システムはきちっとあると思うのですよ、いろいろ防災無線なり、Twitterなり。でも、Twitterの更新も、実質システムはあるのだけれども更新を忘れていたというふうなことも聞きましたので、どのような形で災害に対する住民サービスというものを考えているか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の質問にお答えします。

まず、村では防災計画を作って、どういう災害があればどうするというところは整理はしているところですが、ただ、個別具体的な対応については、やはりそれぞれの災害によって変わるとは思いますし、そういう意味でも、今回職員が支援に行ったことを整理して、少し防災計画を補完するような形で今後に生かしていきたいと思っていますところ。

今、五城目町では水が一番困ったということで、それは村としても把握している中で、八郎瀨町、井川町が飲料水については近隣で提供して、村としても協力できるということなので洗浄用の水の提供というようなことで、議員からも話があったりして、それをもっと支援をしっかりとやりたいということでいろいろ手配したのですが、五城目町の方から逆にあまり多く来られても困るということで消防団に限定する形で、それも2台でしたか、初日は、そのようなことでの対応になったということです。

ただ、消防団の方が実際行くとその近隣の人も、うちもやってほしい、やってほしいという要望はあったようですけれども、ただ災害がある中でいろいろな支援があると思うのですけれども、やはりちゃんとした形で受け入れてもらわないとかえって混乱を招く恐れもあるので、その点については今回、五城目町の方と連絡を取りながら必要な台数を、村としては消防団の協力を得てお願いしたところです。

ですので、やはりどういった需要が、住民の要望があるのかというようなことをしっかり把握したり、またはその対応を整理したり、スムーズな連絡調整ということが非常に大事な要素だと思っていますし、今調査をまとめるとそうしたことが課題として出てくるのではないかなと思っていますところ。

いずれ、村では住宅街もこのようにコンパクトで非常に掌握しやすいので、しっかり状況を把握しながら、その要望に応え、または協力要請をしていくということで進めたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

確かに村長がおっしゃるとおり、まず村の場合はコンパクトシティですので、非常に連絡なりいろいろなことは五城目町と比べると非常にやりやすい村であるということはまず皆さん承知していると思います。

ただ、私も親戚が何件かあり、水をこちらから届けたりしたのですが、中には、一人暮らしのお婆のところはもう役場から本当に数百メートルのところにあるのですが、車が水没してしまって、水を貰いに行くにも貰いに行けない状態になって、なぜか分からないのですが、郵便局が水を配ったらしいのですよね、配達してくれたと。それが非常に助かって、ほんの数本だったらしいのですが、それでさえ助かったというふうな話も聞いております。

この3ページでしたか、ルーラルが2リットルのミネラルウォーターを52本提供したということ、これを村長説明で本当に必要なことなのか、書かなければいけないことのかなど、これに匹敵するぐらいの水を私個人的にも届けておりますので、毎日村から水を汲んで届けたという人の話も聞いていますので、わざわざここでルーラルのことを、この52本ばかりのことを書かなければいけないものかなというふうにちょっと感じたところでもあります。

まずそういうことで、答弁はいいのですが、こういう災害が起きた時こそ、行政の力というものが図られると思いますので、きちんと今回の五城目町のいわゆる災害の振り返りといいますか、それをきちっとやってもらって、いつかもし村で何かそういうことが起きた時に対応できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私から、3点ほどお伺いします。

ページ数がいろいろと飛んでいます。1点目は消防団のことについてです。

この間、大瀧村消防、災害等への応援とか、消防大会もそうですし、優秀な成績を収めてくれまして、私もOBの1人として大変鼻が高いなというふうに思っているところであります。

そこで大潟村消防団、現在消防団1から3、プラス機能別消防団ということで、実際の有事の際は応援するという形で手伝うような消防団員ということで組織しているわけけれども、現状の定数に対して消防団員はどれぐらいになっているのか。機能別消防団を抜かして、ちょっとその数字を教えてくださいのだけれども。

お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員の質問にお答えします。

今ちょっと手元に正確な資料がございませんので、後ほどの回答とさせていただきます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

わかりました。後で人数的な、定数に対してどれぐらいだということは教えてほしいと思います。

私、ここでちょっと当局にお伺いしたいのですけれども、消防団員は、確かに今非常に頑張っておるわけですけれども、近年、若い、新しい消防団員が何人か入ってはきてくれています。ただ、その若い消防団員が来てくれてはいるのだけれども、ちょっと早期に退団されるケースということ非常に多いわけで、その消防団の操法並びにいろいろなやらなければいけない仕事というのはたくさんあるわけだけれども、そういったことも経験しないままに退団される方というのが結構多いわけでありませう。

私が分団長の時も、やはりこれは全国的な話なのだけれども、消防団員のなり手がいないというのはこの村もやはりそのとおりであって、なかなか、まず大体入ってきてくれない。人員を確保するためにとということしていくと、やはり村も当然何かしらのことをやっていたかもしれないのだけれども、どうしても消防団員に任せている部分というのは非常に大きいわけだったし、現在もそうだと思うのです。消防団の仕事の一番は、それは火を消すことですよ、初期消火、常備消防が来るまでの間にいくらでも、やはり初期消火をします。初期消火することが一番の仕事なのだけれども、実はそれよりもっと大事なことはその技術を伝承していくということなのですよ。今の消防団は非常に皆さん優秀で、それなりの成績も上げる。そしていざという有事の際も非常に駆けつけも早い。そして適切にやっていくと、優秀なのだけれども、それを伝授する若手がいないわけですね。そうなると、その人たちが辞めた場合、その若手に誰が今度ものを教えていくのかということが、今後すごく大きな問題になってくるのかなと思うのです。やはり消防団員それぞれが若い人たちに声をかけているのも現実なのだけれども、それでもなかなか入ってきてくれない

いという、ここをやっぱり村として何かしらの支援というのを少し考えていかなければいけないのかなと思うのだけれども、その点についてちょっと村長の方で、結論を出すという話ではなくて、取り組みを進めていくというところをどのように考えていくのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の質問にお答えします。

まず本当に、消防団の皆様においては日頃から村の消防設備の点検や、また操作の訓練はじめ、また災害があった時にはいち早く消火等の活動に出向いていただいて、本当に感謝しているところで、村にはなくてはならない組織であります。

そうした中で、今議員がおっしゃったように、若い人が入ってもすぐ辞めるケースがちょっと最近続いているように私も感じていまして、少し心配もしているところです。

団員の確保については、今議員おっしゃったように、今までは消防団員中心に声をかけて団員の確保を進めてきたというところがあるわけですが、村としても、今後そうした若い人が入りやすい環境づくりであったり、または呼びかけであったり、そうしたことについては消防団とともに取り組んでいけたらなと改めて今思ったところです。

いずれ様々な災害も今ありますので、一番頼りになるというか、そういう意味では消防団が欠かせませんので、しっかり消防団として継続できるような体制を今後も維持していくためにも、若い人が入ってもらえるように共に取り組んでいければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時49分)

(午前10時49分)

再開いたします。

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

村長答弁としてはそこがやはり限界かなと思います。そのとおりなのですよ。そのとおりで、これは実は消防団というのは1つの組織であって、消防団だけではなくて多分この村が持っている、今の一番の問題というのが実はそこなのですよね。要するに、消防団に入ってきた子たちがなぜ辞めたかという理由を聞くと、大体、第一が縦割り社会のような、要は人との繋がり、コミュニケーションをとるのがちょっと苦手ですという人がもう大半

ですよね。やはりもう個人でいろいろできる時代であって、組織の中に入って、ましてや縦割りがあって、その中で苦手な人は当然いますよ、それは。そこでやはり自分が、当然入るときは強い意志を持って入ってくるのだろうけれども、どこかでやはり気持ちが変わっていったりということは、当然これはあると思います。それは消防団だけではなくて、実はこの大潟村全体がやはり今そういう状況になっているのかなということも感じているのですね。例えば青年会にしても農近ゼミにしても、青年会、農近ゼミというのは仲間同士の集まりなのであれなのだけれども、例えばコミュニティ1つとってもですね、なかなかそういった部分では、上下の関係性を毛嫌いするという点というのはやはり見受けられるのが実際だと思います。そこをどう変えていくということというのは、やはりこれは行政の本当に大きなテーマであるのだけれども、やっぱりそこが基本的になれば、そこを改善していかなければ、私はやっぱり助け合いのコミュニティというものは生まれてこないと思うし、そういったところで人を育てるといえるか、人との繋がりということをもう1回、ぜひ村として、住み継がれる村としての重要な課題として受けとめて、取り組んでもらいたいと思います。

もう1回、その点について村長から、なかなか難しい質問だと思いますけれども、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再々質にお答えします。

今議員がおっしゃったように、消防団員に限らずいろいろな組織で若い人が入ってこなく、なかなか活動が将来心配だということの声を聞いているところでありますし、実際そのような状況で、それが単に若い組織だけではなく、例えば老人会においても若手が入ってこない、そういう組織に入らないような風潮といえるか、そういうことが今、村の中に限らずやはり日本の社会が何かそういう状況になってきて、個人の楽しみであったりそういったことにはそれぞれ関わっていても、組織的なものに関わらないようなことが少し出てきているのかなと。

そうした中で、コミュニティを維持していくためにも、またはこうした災害を含めしっかり対応していくためにも、ある意味ボランティアとして活動しながらも、それがやはり参加することで得られる良さといえるか、そういったことももう一度しっかり捉えて伝えていったり、そうしたことも必要ではないかなと思います。

いずれ村づくりをずっと進める中では、いろいろな村民のボランティアであったり、またはいろいろな福祉であったり、文化やスポーツであったり、いろいろな活動があってコミュニティに繋がりますし、村の活力にもなっているので、今一度、村民の参加の在り方というようなことは一緒になって考えながら、時代に合わせた形で、どういう在りようが

いいのかも含め、若い人を含め、より参加しやすい体制とか、またはアピールの仕方だったり、そういったことを一緒に考えていければと思いますので、今後ともいろいろなアイデア含めありましたら、どうかよろしくお願いいたします。

いずれ村づくりで最も大事なのはそうしたコミュニティづくりで、それを支えているのがいろいろな団体でありますし、そういったところの機能がだんだん失われると村の活力もだんだん薄れてくると思いますので、しっかり維持していくためにも連携して取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

先ほどの戸部議員のご質問にお答えいたします。

消防団員の人数ということですが、機能別消防団員を入れた場合で、定数67に対して48名。機能別団員を除いた基本ラインの部分でいきますと、定数52のところに対して36名となっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、次の質問に移ります。

ページは13ページをお願いします。今年の、要は農作物、非常に厳しいと言っていい状況にきているなというふうに思います。私も昨日から稲刈りをやりだしましたら、やはりちょっと思っていたものとは違うなというふうに感じていまして、これは出来秋がどうなるかということは非常に懸念される場所だなというふうに思います。

天候の話なので、これはどうしようもない話といえどどうしようもない話なのだけれども、1つはセーフティネットに関してちょっとお聞きします。

現在の収入保険の加入者数というのがどれぐらいか、わかればその数字がほしいのと、今年度、高収益作物に限定した形で収入保険の加入促進ということで、予算付けはしたはずだと思うのですが、この呼び水がどれだけ機能したのか。どれぐらい収入保険の加入者が増加したかということ、もう決まっている話なのでわかったら数字を教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員のご質問にお答えします。

度々申し訳ありませんけれども、細かい数字についてちょっと後ほど調べて回答させていただきますと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時59分)

(午前11時05分)

再開いたします。

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

失礼いたしました。

戸部議員のご質問にお答えします。

令和5年度で収入保険に加入されている農家数でございますけれども、5月末現在になりますけれども133経営体であります。ちなみにですけれども、令和4年度は5月末現在で111件でしたので、少しずつは増えてきているという状況であります。また、高収益作物への加入促進、村で進めていますけれども、令和4年度の実績として補助事業を使った件数が4件の加入でありました。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

すみません。時間取らせてしまいまして、申し訳ありません。

はい、わかりました。少しずつではあるけれども収入保険の方も増加傾向であって、高収益作物に関しては4件、4件が多いか少ないかちょっと私もここではどうこう判断できないのだけれども、利用した方がいるということだというふうに認識します。

実際言うと、昨年度も不作でした。その前の年は米価が下がってナラシが発動されたり、実際今年、もし米が不作だった場合になると、3年連続ということになるわけであります。多分、大潟村が始まって、3年連続不作ということは経験したことがない状況になるのかというふうに思うのですね。今、なかなか農作物の単価も安定しない中で、物価も上がっています。経費も上がっている、燃料も上がっている、やはり出る方はずっと上がっていく中で、収入が減っていくということが現状であって、非常に危機感を覚えるところではありますけれども、ナラシに関しても、昨年度の不作もあって今年はそれほど期待できるものでもないし、収入保険もそうなのだけれどもね、ただやっぱり経営を維持していくためには、やはりますますこのセーフティネットは必要だというふうに感じています。来年

度の予算をこれから組んでいくわけなのだけれども、ぜひやはり高収益作物に限らずね、米だけの人でも加入促進していくような形というのはやはり必要なのかなというふうに思うのです。その点に関して、今後村としてどういう危機感を持って、こういったセーフティネットに取り組んでいくのか。その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部委員の再質問にお答えします。

まさに議員おっしゃるとおりでありまして、近年の異常気象、それと安定しない農産物価格といいますか、なおかつ物価が上がる状況ということで、非常に厳しい状況が今後も続くのではないかとということも想定されます。

先ほど収入保険の加入促進について、水稻単一経営であってもというふうなお話でありました。県内においてはそういった加入促進に取り組んでいる自治体で、作物に関わらずですね、推進しているという自治体も見受けられるのは事実であります。村においては、高収益作物ということでその部分に限定してということをやってきたわけですが、こういった米価あるいは物価等々の経営を取り巻く環境が厳しい中で、経営に対してセーフティネットに加入していただくというのは非常に大事な面でありますので、そこは慎重にまた検討させていただければと思います。明確なお答えはできませんけれども、予算に向けて慎重に担当課の方で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

再々質はないですけれども、一次産業である農業を何とか守るというのは、これはもう最大の、村の最大のテーマですので、やはりそういった面では、入る入らないはそれは経営体の判断ではあるのだけれども、やはりそこにはある程度、ある意味村としてのね、いろいろなメニューというものはやはり示すべきだと思いますので、何とかよろしく願いします。

もう1点、最後の質問です。

17ページの、今回、明治安田生命ボート部さんが大潟村に来て合宿をされたということで、オリンピックのボート合宿場でありながら、以前は大学が来たりいろいろあったのだけれども、なかなか利用されない。合宿誘致もやったのだけれどもなかなか来ない中で、こうやって東京の名門の部が来てくれて、合宿していくことは大変良かったなというふうに思います。



こちらのボート部さんの合宿を大潟村でやるとなった経緯というのは、どういう感じになったのかという点をお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

戸部議員の質問にお答えいたします。

今回、明治安田生命のボート部の合宿が村で実現した経緯なのですが、明治安田生命の今の監督さんが秋田県出身、本荘高校のOBの方でございます。県のボート協会の総会が毎年開かれるのですが、そこに私と担当者とは、昨年と今年と出席して、その中で、県のボート協会の役員の方から、村で合宿したいという希望があるので、すけれどもどうでしょうかという声掛けをしてもらって、それでそういうことであればちょっと条件の話もしましよるかということで、教育長が東京に出張した際に監督さんとお会いして、条件の話をして、大丈夫そうだということで話を進めていったと、そういう経緯があります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

わかりました。なかなかそういった場面に出会えることも、なかなかその時の偶然というのもあるのだろうけれども、これはぜひやはり継続して毎年来てもらいたいということが、やはりこれからぜひそういうふうな形にしてもらいたいと思います。今までも合宿が様々来たのだけれども、単発で終わってしまったりとか、いい施設、いいコースだと褒められる割には次の年は来ないとかありますので、ぜひこの後も、来年度もその先も、そしてまたさらに違うチーム、大潟村に来たら何個かあって合同で練習できるとか、そういう場所というのは国内ではいろいろあって、そういう聖地になってもらえればなというふうに思います。

村長説明では、非常に好評な話があるのだけれども、今後の、来年度以降のボート合宿場に向けて何か課題等という点は、何かチームの方からは話はあったのでしょうか。その点について。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

戸部議員の再質問にお答えいたします。

村の合宿においての課題というお話なのですが、監督さんとはいろいろ、我々も

できれば今後に繋げたいので、課題をいろいろ拾いたいなという気持ちは初めからちょっと持っていましたので、感想をいろいろ伺いました。施設的にはまず、村長報告でも高い評価をいただいたという話はあったのですけれども、総合的な話で波がないだとか、コースがすぐ陸からも見られるので、見通しが良くてとか、そういった点での総合評価だったので、細かいところでは、こうしてくれたらいい、ああしてくれたらいいということは何点かありまして、例えば栈橋をもう少し勾配を緩くしてほしいとか、大きいところでいきますと、新潟県とか東北にはいろいろな合宿所、福島も新潟、岩手にもあるのですけれども、新潟の場合は、ボートを運んでくるときに、その輸送費の補助をしてくれるという話だったので、秋田はどうですかねというような話もありました。あと合宿所としてのルールについては何も不満はないというお話もありましたし、やはり東京からの移動になるので、経費の点で優位性がないと近い長野だったり富山だったり、東京からの直線では近いところが他にもありますので、やはり社会人チームとはいえ経費のことはやはり会社から出してもらい以上、考えなければいけないので、その辺の何かがあればなというお話もいただいております。なのでそういった点を、村だけではなく、そういった経費であれば、県にも少しはお願いできるのではないかなというふうにも思いますので、いろいろ出してもらった課題を含めて考えていければいいなと、今後に繋がっていくような話ができるればいいなというふうに思います。

明治安田生命の来年以降の話なのですけれども、今の本荘高校出身の監督さんは、3年の任期ということが決まっているらしくて、その間はぜひ来てくださいというようなお話も伝えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：戸部 誉議員】**

いえ、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございますか。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

私からは4点ほどお聞きしたいと思います。

まず1ページからの豪雨災害の件についてですが、まず本当に今回災害に遭われた方へお見舞いを申し上げます。また、職員の方が災害業務対応にあたっていただいたということで、本当にご足労おかけして、本当に頑張っていたなと思います。

まず最初に、2ページのポルダール湯の湯について、期間中5,288人の利用があったとい

うことで、これは全員協議会の方でも私はお話ししましたが、五城目町の方から、開放して入浴料を免除していただいて、断水してお風呂に入れなかった時に毎日のようにポルダ一湯の湯に行きまして、非常に感謝されました。本当にありがたいということをお伝えいただきたいということもありました。そこでですね、今回ポルダ一湯の湯の入浴料を免除して被災された方に開放したわけですが、これからですね、また似たような感じでいった場合には、また周辺の市町村が被災された場合にこういった入浴料免除ということで対応をできるのか。今回限りなのか、要請があればやるのかというところをちょっと教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前11時23分)

(午前11時23分)

再開いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の質問にお答えします。

今回いろいろな状況を判断しながら、断水の復旧が難しいということもありまして、ポルダ一湯の湯の利用について被災者の料金を取らないということにしたところですが、こうした対応で、本当に温泉にも、役場の方にも、直接町長から電話をいただいて、私の方に感謝の意を伝えてもらってもいます。

こうした対応については、状況を見ながらですが、今後も村としてできる範囲ということで取り組んではいきたいとは思っておりますので、よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

いいえ、次に行きます。

次に、その下の「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」ということで、確か8月の全員協議会の時だったと思いますけれども、村長が、今度、町村間での協定を9月の議会に間に合えばというようなお話をちょっと聞いたことがあったのですが、今回、豪雨に関して周辺の市町村が被災した時にできるということ、災害が起きた時には県に派遣の要請だとかに行くと思いますけれども、市町村間、周辺でのその協定ということは、9月に間に合えばということなのだと思いますけれども、実際、具体的なところがなければ構わないのですが、こういった内容というのか、何か大筋というのかですね、今まで決まっているところがあれば。先ほど総務課長もちらっとお話ししたのですが、

大体わかっている協定というものを、ご存知であれば教えていただきたいのですけれども。理由としては、やはりこの災害がスポット的にといいますか、降雨の量が近年はとてつもなく短時間で降ったりとか、広範囲もしくは今後県内においては全県的に、あちこち同時に災害が起こった時に県としてもそこまで対応できない場合に、やはり周辺との連携というかですね、また個々の自治体だけでは、やはりこの災害の復旧対応等ですね、なかなか難しくなってくると思いますし、特に人口減少も含めいろいろなことで、やはり周辺と連携を取ってやっていくことがこれからの防災においては非常に重要になってくるかなと思いますので、具体的にわかる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の、周辺町村、市町との連携の考え方について説明を申し上げます。

今回、五城目町の災害におきましては、「県及び市町村相互の応援に関する協定」というのがありまして、そちらに基づいて県から職員の支援等が行われたところでございます。ただ実際に五城目町さんの方で災害が発生したのは7月15日頃、県を通じて各市町村に依頼があったのが7月19日ということで4日間タイムラグがありまして、さらに実際の職員派遣が7月21日からであってさらに2日、実際、支援をする、お手伝いをするという観点では時間を要してしまったというのが現状でございます。もっと迅速にできた部分もあったのかもわかりませんが、そういった課題もございましたので、県の町村会の方で現在、災害発生の初動時ですね、県と市町村間の協定の調整による派遣が行われる前に、被災町村からの依頼によって柔軟に迅速にやれる範囲で支援を行うというような枠組みで協定を結ぼうということで、現在、町村会の事務局によって調整を行っているところでございます。

発効は10月、町村会の理事会が上旬に行われると伺っておりますので、そこで詳細な説明がなされて各町村の合意がなされれば、そこで協定が発効する形になるのかなというふうには伺っております。

応援の種類等になりますけれども、必需品の提供であったり、機材の提供であったり、あるいは人的なサポートであったりといった部分を想定しておりますけれども、あくまで県及び市町村相互の応援に関する協定が発効する前の初期段階の対応をやれる範囲で行うと、近隣の町村も含めてやれる範囲で行うということでの協定というふうには伺っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

県の災害協定がそこで動く前ということですね。これは、実際にはその町村間ということですので、例えば大潟村でいったら、周辺で、ここでそういった協定を結ぶのか、県の市町村間全体でそれを結んで周辺が動くのか。エリアを自分たちで決めるのか、例えば、この辺でいったら男鹿・潟上・南秋なのか、八郎湖周辺なのか。こういったところでは具体的に何かあるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の再質問にお答えいたします。

まず既に締結をしております、県と市町村相互の応援に関する協定に関しましては、秋田県並びに県内の全市町村が締結をしております。

今回、今準備を進めております、秋田県内町村間の応援に関する協定に関しましては、県内12市町村とそして秋田県町村会の、13者での協定の締結を目指して今準備を進めているといった形で伺っております。

実際に災害が起きた時に、どういう形で連絡をして、支援をしていくのかといった形については、例えば総務担当課長達であればしょっちゅう会議で打ち合わせをして、かなり面識もあるものですから、書面ないし電話などで、こちら大潟村でいえば近隣の南秋地区の3町にお願いをするような形になるのかなというふうに想定をしているところでございます。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

いいえ、次に行きます。

次に、昨日、黒瀬議員も災害時の情報伝達というところで、ちょっとお聞きしたいと思っております。

今後ホームページとLINEでというお話でしたけれども、男鹿市では今年の6月から、秋田朝日放送でのテレビの回覧板ということで、テレビのリモコンのdボタンを使って情報収集したりできると思います。

私も大雨の時に、特にNHKのデータ放送を見て、河川の氾濫、危険情報みたいな、天気の方でたどっていけばいけるのですよね。秋田市ですと避難所の情報等があったのですが、その時は大潟村は避難所を開設するわけではないので、平時でもデータ放送で大潟村の注意報みたいな記録が出てくるのですが、これというのはNHKとどこかの課が、そのデータをNHKに送るとか、もしくは向こうから取材が来てそこにデータが載るのかというこ

とはちょっとわからないのですが、ここら辺の連携というものはどういうふうになっているかということをお教えいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の、公共放送・民間の放送機関を活用した災害時の情報伝達の考え方についてご説明を申し上げます。

確かに、秋田朝日放送では、災害災害時を含めて特定の自治体の情報伝達がテレビ回線を利用して提供されているというふうに承知しております。そのメリットとしては、自治体の範囲が広範囲にわたるといった場合に、確実な情報を伝達する手段の1つとしてメリットが出てくるのかなと思っておりますが、それ相応にコストも相当かかるというふうには伺っております。すみません、ちょっとその具体的な金額は承知しておりませんが、ただ村としてはこれまで、まず防災行政無線を中心に災害時の情報伝達が行なわれているところがございますけれども、秋ぐらいを目処にABS秋田放送で、県内の自治体と協定を結んで、そういった災害時などの情報発信をしていこうというような形、今、協議・検討を進めているところがございますので、それがはっきりしましたら、また皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前11時36分)

(午前11時36分)

再開いたします。

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

NHK災害情報の提供の仕方については、詳細はちょっと承知しておりませんので、よろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

私なんかはアプリとかで天気の状態とか、防災アプリとかでどこの川が氾濫してライブカメラでということは、若い人たちは見られるかもしれないですが、基本的にテレビのデータ放送で、そんなに携帯だとかインターネットとか詳しくなくてもデータ放送で取れる必要な、最低限の情報かもしれませんが、テレビに映って見られると、逐一ですね。これは多分テレビの電波であればインターネットが繋がらなくても、どうなのですかね。それ

もインターネットに繋がっているかどうかですけれども、データ放送のボタンを押して追っていけば、大潟村の情報はそういったことで災害の時に拾えるというのは、その点は非常に簡単で、非常に有効な情報収集の手段だと思うのですが、その情報がどこから来ているかというのは、こちらが提供しているものでもなく、NHKが独自にやっているのかということとはちょっとわからないということでしたので、もし分かるのであれば災害が起きた時にですね、例えば避難所だとか、いろいろな気象に関する注意報だとかいろいろな、ちょっとしたデータはそこで見た人がということですので、うまくそれは使えれば使った方がいいのではないかと。また高齢者の方みたいにスマートフォンを使ってデータを収集するということが苦手な人でも、テレビからそういった情報が取れるということは良いのではないかなと思うので、先ほど言ったみたいに男鹿市のテレビの回覧板というものはコストがかかるということは分かるのですが、そういったところはどのようなのでしょうか。後で詳しく調べていただければ、NHKのデータ情報をうまく使えば、そこまで回覧板みたいに全部やらなくても、災害時には有効的に使えると思いますので、そこを検討していただければと思いますけれども、もう一度、ちょっとお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の再質問にお答え申し上げます。

確かにテレビに関する災害情報の発信というのは非常に住民に対して有効な手段というふうには感じております。今後、こういった放送局がどういうサービスをできるのか、そのためにはどうすればいいのかも含めて、情報収集をして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

ないです。次の質問に行きます。

7ページ、8ページの、今回の節水についてちょっとお聞きします。

記録的な大雨の後に、記録的な降雨の不足ということで、村長、全員協議会でおっしゃいましたか、5%程度しか、平年の、八郎湖の水位がだいぶ低くなったと。八郎湖の水は条例で決まっています水位の範囲が大体決まっていると思いますが、8月29日に村民に節水を呼びかけたということで、4月の種まき時期には皆さん種まきで一斉に水を使うので節水という言葉も出るのですが、今回夏に出たということは初めてだったので、ちょっとびっくりしたところもあったのですが、「節水をお願いします。花壇の水やりは控えてください」等ということだったのですが、実際に降雨によって4日の朝に回復したということで節水の要請は終わったと思うのですが、これはもし降雨がなく今までもずっといった場

合には、その後、節水といってもどこまで節水したらよかったのか。例えば家庭の水道の水の圧を減らすぐらいまでいっていたのか、温泉休業もしくは事業者にとということもあったかもしれないですけれども、節水の切迫感というものがあまりわからなかったものですから、家庭においてもどの程度節水したらいいのかということもよくわからなかったのですが、どのくらい危険だったのか、まだ大丈夫だったのかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

松本議員のご質問にお答えいたします。

八郎湖の水位が徐々に減ってきたということで、通常管理水位でいきますと、この時期ですね、8月11日から9月10日ぐらいまで70cmというふうになっています。その後50cmという冬場の低い数値になるのですが、まずその70cmよりもかなり低く推移していきまして、一番低いときで40、時間帯にもよるのですけれども、41～42cmというところまでいっておりました。50cm切って少しした辺りでちょっと節水の呼びかけということをしておりますけれども、その後の雨の予報もありましたので、確実ではないのですが、大分それで何とかかなりそうだという目処はありました。ただ、もしそのままいった場合は非常にやはり危険だと、どの程度危険かというところはちょっとわかりませんが、やはり水量がどんどん減っていくと。ゼロではありませんので使用できる水量を何かの形で減らして取れる水量ぐらいで供給するというような形にしていくというようなやり方になろうかなとは考えておりました。ただ実際どのようにというところまではいっていません。

貯水の水量でいきますと、貯水池とろ過池全体で満水になった場合にはまず2500～2600 m<sup>3</sup>ありますけれども、通常は2200～2300ぐらいは常にあるような感じですが、それが今回は1000を切るぐらいのところまでいってしまいました。まず使っている水量も取水する水量よりも減ってきているということで、徐々に減っていった状態でした。

夏場は水を使う傾向にあります。多分ですけれども、雨も降らなかったということで、庭木ですとか、花ですとか、家庭菜園ですとか、そういうところにもかなり水を使っていたのではないかなと。あとは工場の方もある程度稼働してましたので、そういったところでかなり水量が多くなっていたと。ただ通常の、それ以外の時期のレベルでいくと間に合いそうな水量ではありました。ですので、そういった中でどの程度まで節水を呼びかけるかということを検討していく必要があったのかなと、もしそのまま降らなければですね。そういったところがございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。



松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

確かに8月、お盆過ぎから8月末にかけては、私も外に出て仕事をした時が多かったので非常に暑くて、朝仕事に行ってお昼に帰ってきたときはもう汗だくでしたので、私もシャワーを浴びたりしましたし、1日に普通だと1回ぐらいで済むところが2回シャワーを浴び、そうすると洗濯物も増え洗濯機を回し、夜は夜で暑くてという感じで、多分、本当に使用量は多かったのだろうと思います。さらに、家の草花に水をあげるとか、もう本当に水の需要が高かったと思いますので、ちょっと本当にこれ以上いったら断水までいくぐらいちょっと危なかったのかなと思う時もあったのですが、夏は多分これが初めてだったかもしれないですが、もう本当にあの春先、例えばもしかしたら雪が少なく、雪解けも少なく、雨が少なく、八郎湖の水位も大体水位の調整で決まっていると思いますが、春先に水不足で、今度は春に田んぼに水を盛んに使うと、これからそういうところが極端にももしかしたら水不足で、でも田んぼには水を入れなければいけない、種まきもしなければいけないということで、何かいろいろなことが重なって強烈な水不足ということも考えられる時に、そういったところを周知して本当に危ないですよというかですね、別にレベルをいくつに決めてくれとかという話ではないのですけれども、何かしら節水するときに、もうちょっと節水の度合い、現状をお伝えするというか、その方法があってもいいのかなと、これからですね。春は春で本当に毎年なっているので、できるだけ余分な水を使わないよということとはできるかもしれないですけれども、今年みたいに1か月半雨が降らなくて水不足になるなんて本当に想像していなかったもので、これからも何か頻繁に出てくるかもしれないので、一応その節水のお願いの仕方というかですね、これだけ切迫しているところもある程度、何かでお伝えできる方法も考えておいた方がいいのかなと思います。

その点をもう一度お聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

松本議員の再質問にお答えいたします。

今回の件で、どういう時に水がどれぐらい少なくなるのか、大まかですけれども、ある程度見えてきたということがありますので、こういったデータをもとにして、ある程度予測しながら、必要に応じてそういった取り組みも考えてまいりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

いえ、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございますか。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

2点質問いたします。

17ページの、ボートチームの大潟村合宿ですが、本当に社会人のチームが合宿して下さって良かったなと思っています。

この合宿の際、大潟村の事業の交流宿泊等誘致推進事業を使われて合宿されたのか。この8月10日から19日までというお盆の時期になりますので、利用されるお客様が多い時期だと思います。この時期に団体のお客様が入ると、普通の利用されるお客様が予約できないということもおきてくると思うのですが、このことに関してルーラルの経営からいってどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

三村議員のご質問にお答えします。

宿泊助成については、村の助成を活用したのかという点においては、活用されております。繁忙期にこういった団体合宿利用は経営上どうなのかというお話ですけれども、ルーラルの担当者からお聞きした話になりますが、その団体の規模によりますけれども、今回は18名の利用だったわけですけれども、それより多くなると繁忙期になってはちょっと、むしろマイナスというような面もあるようですけれども、今回の規模に限ってはそういうことはなかったというふうにお聞きしております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

今回18名で、そのような経営に関しては影響はないということだったということだと思いますが、これからボートチームとか合宿誘致を進めていく時に、ルーラルの経営が厳しい中でルーラルの経営も考えながらということを検討していかなければいけないと思いますが、その点については検討されているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

三村議員の再質問でございますけれども、合宿については事前に村の方に協議、あるいは村の誘致活動といったものがありますので、そういった時期的なものはルーラルと協議を進めていきたいと思えます。

なお、ルーラルの経営上、受け入れることができるできないというのはルーラルの判断になりますので、それはルーラルと事前にお話をしながら、場合によっては時期的にこちらの方に移っていただきたいか、こちらでいかがですかといった村側の合宿される方への提案とかですね、そういった対応もあるのではないかなと思えます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

いえ、ありません。

次に移ります。

16ページの八郎潟干拓記念駅伝競走大会の中止ですが、本当に勇気ある決断であったと思えます。高校野球を見ている、あの暑い中で倒れる選手が出ないかとか非常にはらした今年の夏であったと思えます。

八郎潟干拓記念駅伝、伝統のある記念駅伝だと思えますが、今後の開催時期であるとか、それから参加団体数がどうなのか、これからの大会開催自体について等、検討されていることがありましたら、教えていただきたいかと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

三村議員の質問にお答えいたします。

今後の開催時期については、今のところまだ検討等はしておりません。今年の中止が決まった段階でして、来年のスケジュールの議論にはまだ時期的にも早いということもあります。大潟村だけで決めるわけではなくて、秋田陸上競技協会の全体のスケジュールとのバランスにもなりますので、そことの相談になるかと思えます。以前は9月15日に固定して開催されていたのですけれども、そちらの都合もあって今の9月の第1週というふうに時期が移動してから何年か経っていますので、陸協の方での都合というものもあるかと思えますので、そちらとの相談になるかと思えます。

あと団体数なのですけれども、今回は、社会人と、高校と、中学校と、3部門が駅伝に関してはあるわけですけれども、社会人は10チームで、高校は1校、中学校は5校というふうに高校はかなり厳しい、1校だけだったので競争が成立しないような状況でもあったのですけれども、申し込みはそういう状況でございました。そこも今後の議論の材料には

なるかなというふうには考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

いえ、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前11時58分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑をお受けします。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

3点ほど質問させていただきます。

まず1つめ、1ページの7月14日からの暴風雨とその被害状況についてというお話ですが、昨日も広報の話で一部お聞きしたのですが、その時に、大雨洪水警報が出た場合には対策本部も立ち上げてというお話だったかと思えます。一方で今回対策本部までは立ち上がらなかった中で、15日と16日は役場職員が出てきていただいて、いろいろ対応にあたっていただいたということで感謝いたします。

その点に関してなのですが、対策本部までは必要ないだろうが何かしら災害があるだろうという時の、この職員が出てくるという体制、そこ辺りは何か基準があつてそのようになっているのでしょうか。というのが、今災害等も局地的になってきていますのでなかなか広く警報が出るのか出ないのかということもわからない中、大潟村でも場所によって被害状況も変わってくると思えますし、村外に居住されている職員の方もいらっしゃる中でそこ辺りどのような体制で、対策本部まではできないような状況の時、かつ今回のように被害の可能性が考えられる場合の対応というののどのようにされているのか、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

ただいまの質問の中でですが、警報が発令される場合、またはそういった予想される場合ということですが、これに関しては防災無線を流す際の考え方でございます。

昨日の村長答弁の中で、災害対策部、災害対策本部という表現が出ておりましたけれども、これらに関しては相当規模の災害が発生、あるいはおそれがある場合ということでございます。

災害対策部より災害対策本部はさらに大きな規模ということになります。災害対策本部になりますと、もう職員はほとんど全員出るような、それぐらいのレベルの動員になっております。

そこまでいかない場合ですけれども、警報級の場合は関係職員がまず無線を流したりして警戒にあたっていると。何かあれば随時対応しますけれども、小規模であればまず動員とまでいかなくて、そこで待機していた職員で対応したりします。

そういった状況でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

わかりました。

待機している職員がという話ですけれども、その待機するかしないか。常に何も災害がなくても待機されているというわけではないと思うので、その基準というものは何かあるものなのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

防災計画の中でそういった動員の計画表というものがあります。その中で、第1、第2、第3という形で動員の段階を想定しているわけですけれども、第1段階がそういった待機している場合ということになりますけれども、まずその第1段階でいきますと、「暴風雨、大雨、大雪その他警報が発表され災害が発生するおそれがある場合で村長の指示に基づくもの」と、あるいは「災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で村長の指示に基づくもの」あとは「局地的又は小規模災害が発生した場合」ということになっております。ただ、村長の指示がなくても、担当部署レベルで心配な場合は役場に待機して警戒にあたるということがございます。今回は大きくなるおそれもあったもので、役場において警戒にあたったということでございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【6番：黒瀬友基議員】**

いえ、ありません。次にいきます。

続いて、12ページの脱炭素事業の進捗状況についてですけれども、この前も全員協議会の方で一応お話があったと思うのですけれども、確認ですけれども、太陽光発電及び蓄電池導入事業について、現在、順次調査を行っているということで、この前お聞きした話ですと、今、計画変更の申請などを行いながら10月以降に、オーリスの方になると思いますけれども入札を行って、太陽光パネルの設置を進めていくというお話だったかと思えますけれども、その点は間違いないでしょうか。そのような流れでよかったですでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

先般、太陽光パネルの設置場所の変更について、議員に説明をさせていただいたところですが、そうしたことも含め、今、前回説明した時から少し計画変更の部分が出ていまして、環境省とも今協議をしている最中で、併せて銀行とも協議をしている状況です。10月着工を予定して進めていたのですが、それは現在、着工については遅れる見通しとなっていて、今の段階で明確な日時はまだ示せておりませんが、まず遅れている状況ということと言えます。いろいろ計画変更がありまして、それでまだ入札する状況が整っていないということで、そのことから入札自体が現段階で遅れる見通しで、やや1か月ぐらいは遅れる、着工が11月ぐらになるようなことになるのではないかなと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

この前の説明よりもさらに遅れて、11月着工に向けて、その前に入札を行ってということかと思えます。

今回の太陽光パネルの話になるのですけれども、そこそこの規模感で、かつ4年度予算ということで次年度の繰り越しはできないという中において、例えば11月着工、もしくは11月入札、10月入札という話になった時に、はたしてこれに参加する事業者というのが本当にいるのか。それから例えば、入札がきちんと終わって、それから部材を発注してだと思えますので、もちろん入札が決まらないことには発注できないので業者さんも、という流れになって、かつ冬になってという話になった時に、これがはたしていけるのか、まず工事として、きちんといけるのか。さらに言えば、入札が行われると分かってから皆さんやられるわけなので、それから決まってから部材を手配という中で、はたしてどれだ

けの事業者さんが参加できて、公正な入札が担保できるのかということ、ちょっとそこは疑問なのですけれども、本当にその点は、それも含めて3月末で、逆に言うとそれが通常だと本当にできるのでしょうかということが不安なのですけれども、その点どのように考えておりますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

今、言われたようなことの懸念もあるので、サウンディング調査ということで、関心のある事業者から事前にいろいろ調査を行っていきまして、その回答が今週中には全部揃うことになっていきまして、今3社が調査に参加して、もう2社が参加したいという意向がある状況です。

そうした聞き取りのもとで今進めています、今いろいろな資材の調達が難しいということで、特に蓄電池やそれに付随するような機器類ですね。パネルの架台とかパネル自体は調達できるのですが、その他にはちょっと難しいということで、環境省とも事業を切り分けて行う方向で今調整もしているところです。ですので、年度内に向けてということでは、架台を建ててパネル設置までのようなことになろうかと思っております。いずれそうしたことも含め、環境省とも調整しながら進めているところでして、翌年度から蓄電池やコンデンサー類といったものをさらに設置して稼働していくというようなことにも含め、今調整をしている段階です。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

わかりました。また状況がわかれば教えていただければと思いますけれども、計画がどんどん後ろに遅れていくとですね、それだけ参加できる事業者が限られるという形になってくると、入札としても機能しなくなる可能性ももちろんありますし、少なくとも高止まりしてしまうのではないかと、高コストになってしまうのではないかと、逆に時間があるからこそ安くやれる、コストを抑えてやれるという事業者さんも入札に参加できるのではないかと思いますので、ちょっとそこ辺りも含めて、いろいろと大変だと思いますけれども、計画の方をもう一度精査して、また今後遅れのないようにしていただければと思いますけれども、その点もう一度、改めて教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

今、具体的なサウンディング調査を行う中で、さらに状況が大体明らかになってきているところもありまして、実際に現状の調達ができる範囲等いろいろですので、あまり無理をしすぎて実際に入札が成立しないということも懸念がありますので、十分そうした現状把握をしっかりとした上で、当然工期もありますのでそれに合う形で、また公正な競争が保てる状況もしっかり担保して、入札等、今後事業をしっかり進めていきたいと思っておりますし、そのためにも環境省とも十分協議しながら、適正な執行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問にってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

続いて、11ページの脱炭素化に関するパートナーシップ協定締結交換式等に関して、関連する今回の補正予算、ちょっと委員会も違うので、それも併せて質問をさせていただこうと思います。

今回のパートナーシップを締結したというのがですね、デンマークの再生可能エネルギーに関する技術やノウハウを大潟村の事業に活用するという目的でこのパートナーシップを行っており、今後このパートナーシップに基づき行う事業に対して補助金が交付されるので、今回補正予算をというお話だったかと思っております。これが今回の自然エネルギー100%の村づくり推進事業の内容になってくるのかなと思っております。内容としては、補助金を活用し、現地の視察研修と今年度導入予定のボイラーの進捗状況の確認を実施するというお話かと思っております。

これと別にですね、今年度の当初予算において、村づくり研修事業（ホストタウン事業）360万、こちら総務の方の事業になるかと思っておりますけれども、こちらデンマーク交流でという話があったのですが、こちらは全く別の事業になるのかという点で、それぞれの事業、それぞれ具体的に詳細を教えてくださいたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員の補正予算に関するご質問にお答え申し上げます。

当初予算で計上させていただいてご承認いただきました予算に関しましては、具体的には、大潟村とデンマークの友好都市の協定、そして教育の交流等に関するその打ち合わせ、あるいは協定に向けたハイレベルな協議など、ハイレベルと申しますのは、具体的には先



方の自治体、関係者のかなり責任ある立場との打ち合わせなどを含めた協議を想定しております。これに村長と議長、そして国際交流員のダニエルセンさんの3名の旅費を計上させていただいたところになります。

それに加えて今回、環境エネルギー費において、デンマークエネルギー庁からの補助金が交付されることになったということから、ボイラーの進捗状況も併せてその主旨に則った様々な向こうの普及事業研修と申しますか、そういうものも含めて、新たに3人分の研修旅費を今回、環境エネルギー費におきまして補正予算で計上させていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

そうすると、既に締結された脱炭素に関するパートナーシップとはまた別に、友好都市・教育交流等を今後やっていく予定で今回の当初予算の村づくり研修事業（ホストタウン事業）の予算というのは使われるという理解で、別の協定、友好都市の締結等という理解でよろしいのでしょうか。

またもう1点、今新たに3人分というお話でしたけれども、これはそうすると、デンマークには行くけれども、全く別の日程、別の内容で行動されるという、別の事業という理解でよろしいのでしょうか。

その2点を教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

まず先般、7月4日に行われたパートナーシップの締結の署名の交換であります。そのパートナーシップを協定した主体は、デンマークの事業者でありますサムソ・エネルギー・アカデミーと、駐日デンマーク大使館、株式会社オーリス、大潟村の4者となっております。

当初予算で計上させていただきました、企画費に持っております旅費につきましては、こちらはデンマークの自治体との友好都市の協定であったり、デンマークの教育機関との教育交流を想定しておりますので、今回のパートナーシップの締結団体と、また新たに協定なり協議を行うというものではございません。

日程でございますけれども、デンマークの行程でかなり関連する部分もございますので、関連する部分と申しますのは、例えばサムソ島におきまして、現地のサムソ・エネルギー・アカデミー並びに現地の自治体の関係者などとの協議等も行われるかと思っておりますし、そ

の関係する要素が非常に多いものですから、同じ行程でデンマークの研修を行うといった形を想定しております。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

そうすると、この総務の村づくり研修事業で全額その3名分出すというのは適切なのですか。僕の中ではこの脱炭素は関係なく、純粋な交流事業というところで360万というお話で、総務費に載っていた中なので当初予算で納得した部分はあったのですが、ちょっと今の話聞いている限りは、何か自然エネルギーありきとかその部分も関わってくるのではないかなというふうに思っていて、はたしてこの予算の組み方、予算の計上の仕方ということが適切だったかというところが非常に個人的には疑問なのですが、その点を村長としてどのようにお考えか、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

当初そのデンマークの協定を結ぶ想定が、まずサムソ市と協定を結ぶということで、まず内々には話をしていて、その仲介に入っていたのが、サムソ・エネルギー・アカデミーでした。そこは協定を結ぶ方向性が確認できたので、予算計上をさせていただいたところです。

併せてデンマークとの教育交流についても、デンマークのオーフス大学の日本語教授の方にいろいろ調整していただいて、大体交流できる学校の目処がついたということで、それも併せて行うということで、まず想定をして予算を計上させていただいたところです。またデンマークのサムソ島においては、再生可能エネルギーの取り組みが世界的に進んでいて、非常に世界中から視察も多い場所です。私も何回か行っていますが、その中心的役割をサムソ・エネルギー・アカデミーが担ってしまっていて、ですから、行けばそうした再生可能エネルギーの視察研修も当然行ってくるというようなことで予定もしていたところです。そうした中、今回、デンマークエネルギー庁の事業の話がありまして、それを活用する方向もできるということで、それもサムソ・エネルギー・アカデミーを通じて4者で協定を結んだところです。そうしたところ、新たにデンマークのエネルギー庁からの予算も獲得できる状況になりまして、そうした予算を有効に活用することも含め、また今の脱炭素事業の進捗状況と合わせて、ボイラーや熱導管を発注することができていますので、そうした進捗状況を現地で確認することも加えて今回視察計画を立てたところです。です

ので当初想定していたものに、さらにそのデンマークエネルギー庁の予算確保ができたのでそれを有効に活用する上でも、現在担当している職員や今後関わる職員も含め一緒に視察に加える形で、デンマークの友好都市締結と併せて、デンマークのそうした取り組み状況や、実際発注したボイラーの状況や熱導管を製作している会社の状況等も併せて見てくるといことで計画をしたところですので、このような形でデンマークの補助金を有効に使いながらも、できるだけ関係する人が多く今回参加して、共通認識を持って進めていければなと思っていますし、これが今後の村の脱炭素事業の推進に大きく役立てればと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

**【6番：黒瀬友基議員】**

すみません、いいですか。

村づくり研修事業としてこれを行うことは、別に問題ないという認識ですかという質問だったのですけれども。総務の予算枠として村づくり研修事業として出していることに対しては問題ないと。今、最後の締めも、村の自然エネルギーが進むことを期待していますではなくて、僕は村づくり研修の予算が出ている上で、村づくり研修としてどうなのかということを知りたかったのですが。

**【村長：高橋浩人】**

ですから、最初話をさせていただいたように、サムソ島と締結することを前提に予算を組ませていただいていたいました。サムソ島自体が世界に先駆けて脱炭素を達成して、注目を集めているというか実際に行っているところで、当初からその視察を予定していましたので。また今後、村づくりにおいて今脱炭素というのは大きな要素だと思っています。それをしっかり進めていく上でも、そうした先進事例を研修してくるということは大事なことになるので、さらに協定を締結した上で、長い目で見ていろいろな形で連携しながらできたらいいなど。そうした考えのもとに今回デンマークエネルギー庁からの予算の獲得も、そのサムソ・エネルギー・アカデミーを通じてできましたので、それも併せて有効に使うということで、今事業を組み立てております。

ですので、問題はないのかなと私自身は思っていますし、しっかり協定も結びながら、今後進めていければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

**【6番：黒瀬友基議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

私から1点質問させていただきます。

2ページめの、この大雨による農作物の被害ですけれども、まずこれは5,300万円という数字が出ていますけれども、これはそれぞれの作目ごとの被害額を積み重ねたものだと思いますけれども、これは村独自の調査なのか、あるいはどこかの数字を参考にしたのか。最終的に収穫が全て終わった後に、実際のより正確な被害額は出るのか。その辺はどうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

齊藤議員のご質問にお答えします。

被害額の算定においては、大雨時の後、圃場調査を農協・役場等やって、被害割合の面積を算定し、それに県で決められた単価を乗じて出しております。ですから、これが収穫後の被害額であるかというところではなくて想定ということで。事実ですね、タマネギあの時点では3割減収というふうには見込んだわけですけれども、農協のまだ完全な実績は出ていませんけれども、現段階では収量はそんなに落ちていないと、ただ価格はこれは市場の関係ですのでそれは下がっていますけれどもというふうな状況でありますので、正確には出来秋以降に、昨年度と比較して被害の割合が出るかというふうに思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

まず減収の原因が何かということで、この13ページに生育状況が載っていますけれども、必ずしもこの大雨が原因なのかどうか、例えば大豆のこととか書いてありますけれども、あるいはタマネギ、カボチャでも、大雨前にもしかしたら病気が出ていてその原因もあるということで、その辺はどう判別するのでしょうか。原因別にやるのかどうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、直接の原因が何だったかというのは特定することは難しいというふうに思います。今後ですね、7月の大雨に関しての関連支援予算を12月ぐらいにおそらく出させていただくことになろうかと思っておりますけれども、その時の支援対象者というのは、収量が平年作に対して何割以上減ったというような基準が判断になろうかというふうに思います。ですから、これこれの原因によるということは特定はできずに、反収で判断することになろうかと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

ということはですよ、全ての農家の全ての圃場を調査しているわけではないのですよね。となると、そこをどう見るのか。ただ単に平年の収量と比べて減ったから、それが被害に直接つながることで、それで支援できるのかどうかということと、あと先ほど、収入保険の話も出ましたけれども、収入保険も支払いがあるわけですから、より厳密で詳細な調査ををすると思うのですよ。JAなり村の調査方法と、この収入保険の調査方法、何か違いはあるのでしょうか。参考までにお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

被害の認定ということになりますと、まずは収入保険と農業共済については、収入保険については、農業収入の減収に対してということになりますから、災害でなくて価格等ですね、そういった要素も入ってきますので、災害とは直接的な、関連はしますけれどもそれが全てではないということになります。

今回、村の7月の大雨については、畑作、カボチャ、大豆、メロン、タマネギ等の畑作に限定していますので、それについては今後災害認定していくにあたっては、個人の反収、これは農協さんを通じて、あるいはカントリーさんを通じて調査することができますので、そういったデータをもとに減収はどのぐらいであったかということが基礎になろうかというふうに思います。

**【9番：齊藤知視議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第8、「令和4年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、「令和4年度大潟村歳入歳出決算特別委員会」を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

引き続いて、特別委員会の委員の定数についてお諮りします。

委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会の定数は11名に決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名の皆さんを指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名が、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第44号から認定第1号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び決算特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第44号から認定第1号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託いたします。

次に、日程第9、陳情第7号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」から、日程第10、陳情第8号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第7号から陳情第8号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後2時12分)

## 令和5年第3回（9月）大潟村議会定例会【第9日目】

1. 開議日時 令和5年9月15日（金）午後3時00分～午後3時54分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第44号 大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第45号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第46号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第47号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

報告第6号 令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

認定第1号 令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について

陳情第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第8号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて

発議第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の出席議員数は、11名であります。

これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第44号から、日程第8、陳情第8号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第44号、議案第45号の関係部分、議案第46号、陳情第7号及び陳情第8号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん

**【総務福祉教育委員長：松本正明】**

5番、松本正明です。

令和5年第3回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果について、報告いたします。

はじめに、総務部門から審査を行いました。

議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

委員より「議事録自動作成ツールは、全庁舎で使用するのか。」との質問に、当局より「全庁舎で使用し、本会議や各課で所管する会議でも使用し、有効活用できるものと考えます。」とのこと。委員より「庁舎整備事業の工事で、消防から指摘があったとのことだが、改修の期限が定められているのか。」との質問に、当局より「平成30年度から地下タンクの安全に対する調査の立会いが行われ、数年にわたり男鹿地区消防から改修の指示を受けていた。今年度も指示を受けており、改修予定の計画書を提出していたが、改修の見込みが見られないということで、今年度工事を行うことで回避できるため、今回計上した。改修の期限は設けられていないが、早急を実施してほしいとのことだった。」とのこと。委員より「指示が出た段階で、当初予算に計上するべきではなかったのか。」との質問に、「消防の査察は毎年実施しており、異常なしとの報告を受けているが、地下タンクは昭和



45年に設置後に50年以上が経過していることから、平成30年より漏洩防止の改修を行うよう指摘を受けてきた。対処方法および予算計上を検討してきたが、地上タンクでは金額が多大になることから、内部のコーティングにより予算も圧縮できると考え、消防の要請もあり、今回の計上となった。」とのこと。委員より「eLTAX運用端末が壊れたとのことだが、税務会計課に1台しかないのか、それとも他にあるのか。また何年も使用したものか。」との質問に、当局より「運用端末は2台体制で税務会計課に設置している。個人情報保護の観点から他の業務と切り離しているが、本番端末が作動しなくなり、試験端末を使用し対応している。日時処理をする作業があり、もう1台が作動しない場合、業務に支障が出る恐れがある。修理を依頼したところ、購入とさほど変わらないことから、今回計上した。端末はおそらく2018年頃から使用していたものと思われる。」とのこと。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました。

議案第46号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。「自動血球計数装置の更新は、同じメーカーのものを購入するのか。」との質問に、当局より「試薬等も同じものが使え、検査技師だけではなく看護師も使える機器で、現状と似たような機器であるため、同じメーカーのものを予定している。」とのこと。委員より「この契約は随意契約か。」との質問に、当局より「メーカーは同じだが、購入する会社については取引のある卸業者を何件か考えている。メーカーと機器を指定して、入札形式で契約できればと考えている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第46号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入りました。

議案第44号「大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。

委員より「公民館以外の、他の課の施設利用料の見直しについては検討しているのか。」との質問に、当局より「福祉保健課にも今回の利用料の見直しを伝えており、村民センターとふれあい健康館については検討していく。」とのこと。委員より「使用料が昼と夜での違いは。」との質問に、当局より「設定当時の資料が残っていないため経緯がわからないが、おそらく照明にかかる費用を想定したものと思われる。近隣市町村の料金設定も昼と夜で変えていたため、その部分はそのままにした。」とのこと。委員より「使用料徴収条例の改正に伴い、規則の改正も必要となるのか。」との質問に、当局より「条例改正に伴い規則も確認したが、今回の条例改正に伴う規則の改正は必要がなかった。」とのこと。委員より「今までは冷暖房費が施設利用料金に含まれていたが、今回の改正により、事務処理がかえって煩雑になるのでは。」との質問に、当局より「実際に使用料を徴収するケースは、年間800～900件の利用のうち10数件程度であり、職員の負担が大きく増えるとは考えていない。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第44号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会に関わる関係部分について審査しました。

当局より説明を受け、質疑に入り、委員より「今後見込まれる体育館の維持補修費は。」との質問に、当局より「支出の見込みや過去の実績から算出したものだが、今回想定するのは、バスケットゴールの維持補修費に20万円程度を見込んでいる。」とのこと。委員より「村民体育館を含め、村内の体育施設が古くなってきているが、維持補修費の支出額の傾向は。」との質問に、当局より「施設の経年劣化に伴い、支出額は増加傾向にある。」とのこと。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場した後、再開し、討論はなく、議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門の採決に入り、議案第45号は、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情について報告いたします。

陳情第7号「ゆたかな学びの実現および教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査に入り、委員より「項目ごとに納得できるところがあるが、少子化が進んでおり、今後、児童・生徒が減っていく状況の中で、教員数を増やすことは、将来的に考えた時に心配であり、採択を見送りたい。」との意見や、「この陳情には不採択の意見で、少子化の流れで、秋田県レベルでは少人数学級が自然と進むと考える。今後の状況の推移を見ていく必要がある。また国庫負担増額について、義務教育は平等に受ける権利を持っており、将来への投資と考えればそのとおりだが、日本も財政難であり、今後の状況も見ていかなければならないと思う。」との意見や、「働き方改革や長時間労働の是正は必要であると考え。国庫負担については、個人負担というよりは、地方財政と国庫負担の割合に関わってくると思う。義務教育が地域によって格差が生じるのはよくないと思い、国庫負担の増額も必要と考えるので採択したい。」との意見が出され、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて」の審査に入り、委員より「教職員の負担の軽減について反対するわけではないが、少子化の動向も頭に入れながら、雇用体系も含め様々な観点から考慮する必要があると思う。今回の採択は見送りたい。」との意見や、「教職員の過密労働解消については理解できるが、子どもの数が減っていく中で、正規職員を増やすのはどうかと思う。事務を分けることや、非正規雇用の処遇改善などにより、教育に関わる方々を増やす考えもあるのではと思い、採択に反対。」

との意見や、「教職員の経歴の半分以上が非正規で、20年近く教職についてやっと採用になるのもおかしい話で、責任を持った教育をしていただくという観点からも、正規で採用していただきたいので採択に賛成。」などの意見が出され、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案および陳情の、審査の過程と結果について、報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第45号の関係部分、議案第47号及び報告第6号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和5年第3回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案および報告について、その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後、当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より「エネルギー輸出イニシアティブ補助金として、次年度以降もこうした補助は出るのか。年度ごとに大体同じ金額なのか。」との質疑があり、当局より「23年度から25年度の3か年事業となっているが、大潟村の予算執行においては、執行の予定が今年度と最終年度ということで、どちらも費用としては、現地に向かうための旅費等を想定して計上している。年度ごとに大体同じ金額である。」との答弁でした。委員より「食糧費について、職員3名と先方5名の5名分とのことであるが、総務費の3名やその他の人たちの扱いをどう考えているか。また、お土産代1万円は少ないのではないか。」との質疑があり、当局より「今回の研修は一部行程が違う場合もあるが、村予算で6名、デンマーク大使館から1名、オーリスから3名の計10名となっている。今回の食糧費については、多少の調整は発生すると思うが、環境エネルギー目的でいく3名の職員と、先方2名について支出する見込みで計上している。お土産代については検討しているところであり、おそらく5か所くらいにはなると思うので、仮にパンプキンパイを持っていくとすると、1万円だと100個買えるので、量としては適切な範囲と考えている。」との答弁でした。委員

より「視察に行く団体が3グループに分かれていると仮定した場合、それぞれが目的が違うグループなので、目的に沿った形で別行動が発生するという考え方でよいか。」との質疑があり、当局より「総務企画課の研修と我々の科目で行く研修については、これまでの関係性を考慮すると、切って離せないような部分もあるし、現在、役場の職員という身分の者が行くので、総務企画課予算の3名と我々3名については、主目的は違うものの行動としては同じ行程になると考えている。」との答弁でした。委員より「今回の研修も含めて、脱炭素化計画は村として大きな事業なので、ホームページ等で進捗や内容について周知してはどうか。」との質疑があり、当局より「これまでも海外研修は広報誌等で報告しているので、媒体についてはまだ決定していないが、村民に報告できるような形で考えている。」との答弁でした。

次に、産業振興課、農業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より「低コスト技術等導入支援事業は4件、化学肥料低減機械等導入支援事業は6件の申請は、どのような機械を導入しようとしているものか。」との質疑があり、当局より「低コスト技術等導入支援事業は、トラクター2台、田植え機2台の合計4件、化学肥料低減機械等導入支援事業については、田植え機が1台、ブロードキャスターが5台の合計6件となっている。」との答弁でした。委員より「ポイントを積み上げて、何ポイント以上でないと対象にならない厳しい条件と認識しているが、村では何件該当するのか把握しているか。」との質疑があり、当局より「低コスト技術等導入支援事業については、今回15名の方が申請し、4件が採択された。県の予算が縮小され、採択のポイントも高くなってきている状況で、採択のポイントの他、今まで県予算全体の半分以上を大潟村で占めていたこと、各地域振興局ごとの予算配分のバランスを考慮されていると思う。化学肥料低減機械等導入支援事業の採択ポイントについては、要望を集めた結果、県予算の範囲内であったため、ポイントによる可否はなく、採択要件である10アールあたりの化学肥料の使用量を2割低減するということがクリアできれば、採択されたという結果になった。」との答弁でした。委員より「化学肥料を2割低減するだけで該当するのか。」との質疑があり、当局より「大潟村においては既に減農薬減・化学肥料の栽培や有機栽培等、化学肥料の量を減らすよう努力している農家が多い現状があり、その上でさらに2割低減することが要件となっているため厳しい要件になる印象がある。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に関係する部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より「導水管布設工事は、令和6年3月までには全ての工事は終わるのか。新設さ

れる導水管と既存の導水管を接続する際は、導水が止まることが予想されるが、止まる期間は何日ほどで、その期間止まっても問題はないのか。」との質疑があり、当局より「令和6年3月上旬、遅くても中旬までには全ての工事を終える予定で進めていきたいと考えている。導水管を繋ぐ際は、水を止めずに繋ぐことができる工法があるので、その形で工事を進める予定で、繋ぎ換えを行う作業は半日程度で終わると伺っている。今回、導水管の接続箇所は2か所になるので、工程は長くても5時間程度で終了するものと考えている。」との答弁でした。委員より「既存のところも古くなっていると思うが、導水管の新設について、今後計画しているか。」との質疑があり、当局より「この工事を行った後に、次の箇所をまた数億をかけて行うことについては、現段階では早期の実施は考えていない。ただし、全国的に見ても、耐用年数が過ぎた管が増えているというニュースも報じられており、問題視されている。村にとっても例外ではないと思うので、しっかりとした計画的なものを定めて、それに沿って進めていく必要があると考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、報告第6号「令和5年度大湊村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より「無料で開放することを、被災された方にどのような方法で周知したのか。」との質疑があり、当局より「村ではホームページで、温泉施設ではホームページや館内にポスターを掲示し周知した。また、さきがけ新聞へ情報提供を行った。」との答弁でした。委員より「行政間で、実施する内容を伝えるシステムはあるのか。」との質疑があり、当局より「今回は総務企画課長を通じて五城目町の総務課へ伝えてもらい、情報提供を行った。それがシステム化になり、災害時に対応をお互い取れるかといえ、まだそこまでは至っていない。」との答弁でした。委員より「できるだけ早く支援を行うことができるかが今後の課題と思うが、どのように考えているか。」との質疑があり、当局より「初動対応の段階の支援がいかに大切かという声が五城目町から上がっている。町村会を主体に、体制づくりをしているところであり、今後このような災害があった場合は、被災された自治体あるいは被災された方が何を欲しているかが、より早く伝わってくると思う。そういった体制により、今回のような対応もより早く取れると感じている。今回、ポルダール湯では、被災者の方が多くご利用されて、食堂もいつも以上に利用客が多いという傾向があったので、現場の声を聞きながら対応させていただいた。」との答弁でした。委員より「対策本部を立てるまで時間がかかるので、マニュアル化を進めてほしい。支援について、他にも検討してほしい。」との質疑があり、当局より「今回、五城目町に被災者支援ということで、職員が延べ42名出務している。職員の声聞きつつ、村民の方が被災されたことを想定し、より適切な行動がとれるように構築していかなければならないと思うので、検討させていただく。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、報告第6号は全会一致により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案および報告についての、審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和4年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託いたしました、認定第1号の審査の経過と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【決算特別委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和4年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託されました、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、当局より決算概要の説明があり、一般会計については、歳入において38億4,760万3,022円、前年度比で12億7,076万7,874円の減となり、増減率では24.8%の減。歳出が36億6,830万6,162円、前年度比で12億,2804万9,208円の減となり、増減率では25.1%の減。歳入歳出差引額は1億7,929万6,860円となり、翌年度へ繰り越すべき財源501万7,000円を差し引いた実質収支額は1億7,427万9,860円の黒字となりました。

特別会計については、7つの特別会計の総額は、歳入が20億9,201万3,419円、前年度比で372万5,243円の増となり、増減率では0.2%の増。歳出が19億6,597万4,646円、前年度比で3,118万1,023円の増となり、増減率では1.6%の増。歳入歳出差引額は1億2,603万8,773円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,613万円を差し引いた実質収支額は1億990万8,773円の黒字となったと説明がありました。

審査に当たっては、当局に対し、決算書、決算並びに主要な施策の成果を説明する資料に基づいて詳細な説明を求め、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか等の観点から慎重に行われました。

総務企画課、税務会計課において、決算概要では、単年度収支額の数値の見方、經常収支比率の考え方についての質疑および意見がありました。

歳入においては、洋上風力における土地使用料、市民農園土地貸付使用料減収の要因、市民農園の活用促進、村税の滞納の現状、交通安全対策特別交付金が減の理由、ふるさと応援基金寄附金の使途・状況・今後の取り組み、県から交付される株式等譲与所得割交付

金について、地域農政未来塾受講助成金の使いみち等についての質疑がなされ、歳出では、地域おこし協力隊事業の婚活支援が8月で終わった理由、規模を縮小してのポルダー婚活事業の成果、地域おこし協力隊と住民との関わり方、企業版ふるさと納税推進事業の取り組み方、地域おこし協力隊の定住への支援、マイタウンバス運行事業の利用実績と概要・運営について、森林環境譲与税基金積立金の増額理由、石油貯蔵施設立地対策等基金積立金の積み立てた年数、住民への情報発信の強化策について、宅地分譲事業チラシ折込業務委託料の進捗状況、花いっぱい運動などコミュニティ推進事業の考え方、公文書のデジタル化事業の内容などについての質疑・意見がありました。

次に、福祉保健課部門では、歳入において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託金の使いみち、自治総合センターコミュニティ助成金によるセラナ購入の効果・利用方法、雑入の返還金の内容等についての質疑がなされ、歳出では、高齢者見守り事業の内容、ネウボラ事業の実績、オンライン面談の内容と利用実績等についての質疑・意見がありました。

診療所特別会計では、患者数と診療収入の違いの要因、施設管理費修繕料・維持補修費の予算の使い方、最近の患者数の推移、診断書・証明書等の交付手数料、委託料の不用金額の要因等について質疑・意見がありました。

国民健康保険事業特別会計では、出産育児一時金について、渦っ子baby事業について、歯の健康キャンペーンの内容などの質疑・意見がありました。

介護保険事業特別会計では、滞納繰越分の把握方法、督促手数料の発生期間などについて質疑・意見がありました。

介護サービス事業特別会計では、デイサービスの利用状況、光熱水費減の理由などについて質疑・意見がありました。

後期高齢者医療特別会計では、督促件数が多くなった理由、デイサービス村内村外利用者の比率とその要因、ショートステイの現状などについて質疑・意見がありました。

生活環境課部門では、歳入において、太陽光発電設備余剰電力収入が前年度比で少ない理由、墓地永代使用料、FIT期間の売電額と太陽光パネル設置費用との比較状況、収入未済の支払い方法などについての質疑がなされ、歳出では熱供給事業の進捗状況、八郎湖対策事業の補助金の増額理由、墓地公園街灯更新工事の流用理由、消防施設費の維持補修費の内容、砂利道の維持管理の方法、街灯設置の考え方、道路の陥没修繕日数、横断歩道設置箇所の考え、連絡があった村民へのその後の対応、堤防沿いの雑木の管理などについて質疑・意見がありました。

水道事業特別会計では、浄水場のろ過池で不具合が生じた要因および業者の対応、一般会計からの繰り出し基準、水道台帳更新事業繰越事業の進捗状況、予算執行のあり方、延滞に関する確認などについて質疑・意見がありました。

公共下水道事業特別会計では、下水道環境事業の効果、不明水調査の手段、下水が流れ

づらい箇所調査などについて質疑・意見がありました。

次に、農業委員会、産業振興課部門では、歳入において、農業公社特例事業等業務委託金と農地中間管理事業業務委託金の予算と決算額の違いの理由等の質疑がなされ、歳出においては、戦略作物生産拡大事業と環境保全型農業直接支払直接支援対策事業の不用額の理由、県産米品質向上検査体制強化事業についての実績、新米まつりinおおがた事業が農業振興費に計上されている理由、レジオネラ属菌の状況・点検について、街路樹周辺害虫防除業務委託料増加の理由等について質疑・意見がありました。

次に、教育委員会部門では、歳出において、大潟村文化財保護審議会設立準備事業の進捗状況、今後の計画、事業内容について、男鹿半島大潟ジオパーク推進事業の取り組み方、東北ボート選手権大会・東北高校駅伝競走大会の補助金が同額な理由と使いみち、案内ボランティアのガイド実績と現状への考え、給食業務委託業者との話し合いの場の必要性、花いっぱい運動事業の検討等について質疑・意見がありました。

次に、総括質疑では、村長出席のもとに行われ、宅地分譲に対する村の考え方、事業の周知の方法、デジタル化推進の進め方、こども園への支援のあり方、結婚支援事業に対する考え、自治会活動への考え、村の人口の示し方、脱炭素事業への丁寧な周知の要望、事業と実効性を見極めた予算の計上への要望、光熱水費の考え方等についての質疑が行われ、中でも、国保税の負担について、委員より「激変緩和の県の繰入金年々少なくなって、国保に加入されている方々の負担感が非常に大きくなっている。全県統一までの間に、こういう状態が続けば一体どうなるのかと、非常に懸念される。納得できるように、村長にお願いしたい。」との質疑に、村長より「激変緩和措置の支援が減ると併せてだんだん村の負担が増える状況になってきており、非常に大きな負担になるということが見えてきた。県の全県統一は令和15年度を目処にしているということで、地元県議にも入っていただく形で、県の協議を継続しているところである。全県統一になる間、しっかりとした支援であったり、過度な負担が村に来ないような形をとっていただくようにしっかり要望・協議をしていきたい。」との答弁でした。

全ての質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会の審査の経過と結果について、決算特別委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。



これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第44号「大潟村公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第45号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第46号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第47号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、報告第6号「令和5年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、認定第1号「令和4年度大潟村歳入歳出決算認定について」、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第7号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について」、先ほどの委員長報告は、不採択でした。

採決いたします。

陳情第7号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第8号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて」、先ほどの委員長報告は、不採択でした。

採決いたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第9、発議第3号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

発議第3号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

**発議第3号**

**森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案**

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月15日提出

提出者 大瀧村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大瀧村議会議員 工藤 勝

賛成者 大瀧村議会議員 齊藤 知視

賛成者 大瀧村議会議員 川渕 文雄

大瀧村議会議長 丹野 敏彦 様

**【提出理由】**

市町村では、森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、所有者への意向調査等に取り組んでいるが、諸問題が山積しており想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨がもたらす下流部での災害から住民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須である。

山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を本格化させていく必要があるが、現在の譲与基準のままでは整備費用の不足が見込

まれることから、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、国において譲与基準を見直すことが望まれる。

以上が、この意見書案を提出する理由である。

#### 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、本県市町村では、森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部へも被害が及ぶ災害から住民を守るためには、主伐後の再造林対策等も含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていく必要があるが、多くの森林を抱える本県では、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれる。

よって、国においては、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様  
農林水産大臣 宮下 一郎 様  
内閣官房長官 松野 博一 様

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後3時54分)